



青森県基本計画

「選ばれる青森」
への挑戦

支え合い、共に生きる

—令和4年度版—

事業概要

西北地域県民局地域健康福祉部

目 次

第1 総括

1	管内の概況	1
2	沿革	3
3	機構図と分掌事務	9
4	令和4年度各総室行事予定	13
5	令和4年度相談等日程表	15
6	令和3年度歳入・歳出関係	16

第2 各総室の事業概要（令和3年度実績）

1 保健総室【五所川原保健所】

1-1 指導予防課関係業務

1-1-1	衛生教育	21
1-1-2	医療及び薬事関係	22
1-1-3	感染症予防関係	28
1-1-4	結核予防関係	30
1-1-5	健康危機管理関係	35
1-1-6	新型インフルエンザ対策関係	35
1-1-7	新型コロナウイルス感染症対策関係	35
1-1-8	西北五地域保健医療推進協議会	35
1-1-9	人材育成・市町支援関係	36
1-1-10	職場研修の実施状況	36

1-2 生活衛生課関係業務

1-2-1	食品衛生関係	37
1-2-2	生活衛生関係	45
1-2-3	化製場等関係	48
1-2-4	温泉関係	49

1-3 健康増進課関係業務

1-3-1	健康づくり事業関係	50
1-3-2	母子保健事業関係	53
1-3-3	歯科保健事業関係	54
1-3-4	栄養改善指導事業関係	54
1-3-5	保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進	56
1-3-6	精神保健福祉関係	57
1-3-7	難病関係	63
1-3-8	人材育成・市町支援関係	67

2 福祉こども総室【西北地方福祉事務所】

2-1	生活保護	69
2-2	母子・寡婦及び父子福祉	76
2-3	女性相談及び配偶者暴力相談関係	78
2-4	地域共生社会関係	81

3 福祉こども総室【五所川原児童相談所】

3-1	児童相談業務	83
3-2	判定業務	89
3-3	一時保護	91
3-4	児童相談所の事業	92

第3 資料編

資料編目次	94
-------	----

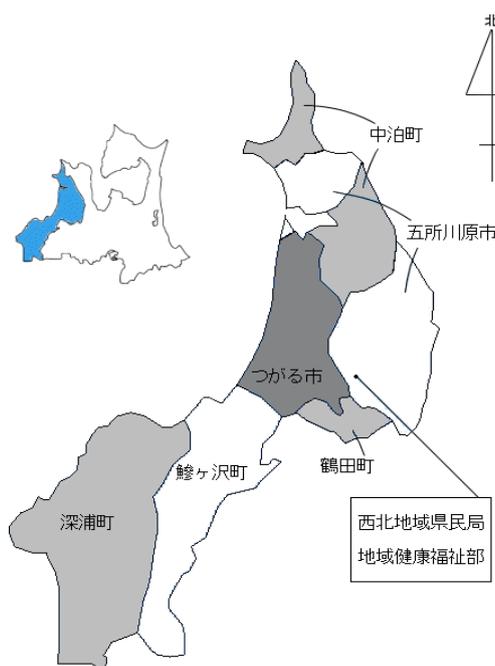
第1 総括

1 管内の概況

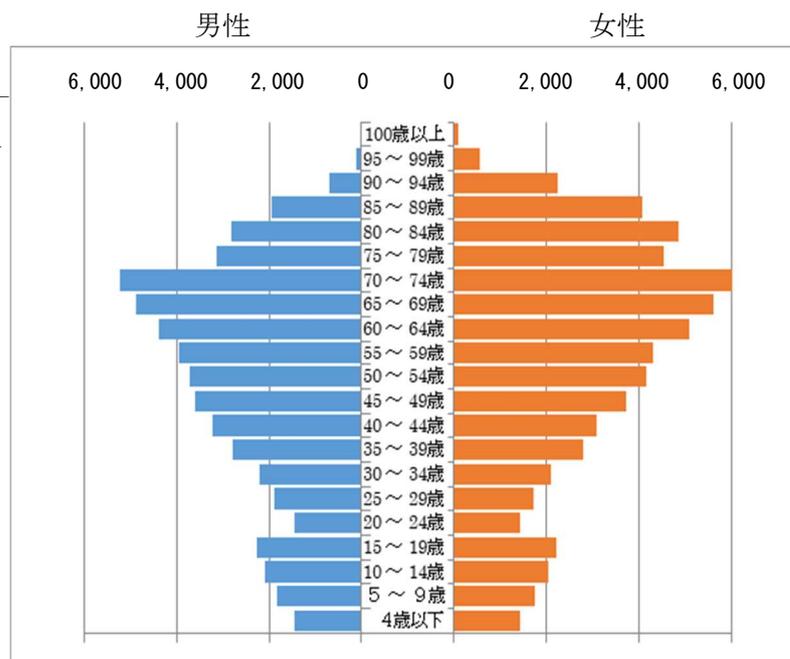
1-1 管内の状況

当地域県民局地域健康福祉部の所管区域は、五所川原市、つがる市、西津軽郡2町（鱒ヶ沢町・深浦町）及び北津軽郡2町（鶴田町・中泊町）の6市町となっている。

総面積は、1,753km²（県全体の18.2%）、総人口は118,094人（県全体の9.7%）、世帯数は46,280世帯（県全体の9.1%）である。また、老年人口割合（65歳以上の総人口に占める割合）は39.7%で、県全体の割合（34.4%）を上回っている。



管内地図



管内年齢階級別人口ピラミッド

(1) 面積及び推計人口（令和3年10月1日現在）

	面積 (km ²)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	年少人口 (15歳未満) 割合(%)	生産年齢人口 (15歳～64歳) 割合(%)	老年人口 (65歳以上) 割合(%)	(18歳未満)	
							実数 (人)	割合 (%)
五所川原市	404.20	50,654	20,870	9.5	53.9	36.6	6,035	11.9
つがる市	253.55	30,328	10,780	9.3	51.1	39.6	3,544	11.7
鱒ヶ沢町	343.08	8,811	3,583	7.6	47.2	45.3	833	9.5
深浦町	488.90	7,102	2,979	6.5	41.7	51.9	599	8.4
鶴田町	46.43	11,809	4,242	10.3	51.0	38.7	1,540	13.0
中泊町	216.34	9,390	3,826	7.7	46.9	45.5	904	9.6
管内計	1752.50	118,094	46,280	9.0	50.9	40.1	13,455	11.4
県計	9645.64	1,221,305	511,448	10.4	55.1	34.4	156,817	12.8

(国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」、令和3年青森県の人口より再計算)

(2) 西北地域の人口1人当たり市町村民所得

西北地域の人口1人当たり市町村民所得は、2,224千円で対県比率は88.7%となっている。最も高い五所川原市は、2,456千円と対県比率は98.0%となっている。

平成30年度市町村民経済計算

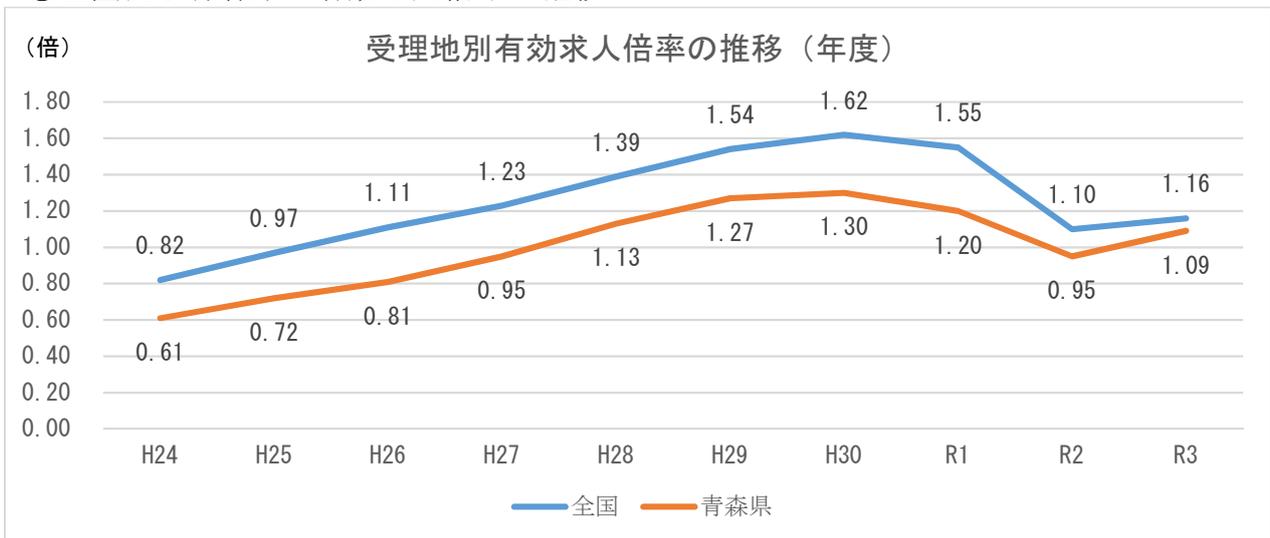
	1人当たり市町村民所得(千円)	対県比率(%)
五所川原市	2,456	98.0
つがる市	1,937	77.3
鱒ヶ沢町	2,142	85.4
深浦町	2,027	80.8
鶴田町	2,353	93.9
中泊町	1,824	72.8
西北地域	2,224	88.7
県民経済計算	2,507	100.0

市町村民経済計算は、県民経済計算の推計方法に準拠し、項目ごとに県民経済計算の計数を各種統計数値、照会資料等で按分推計したものである。

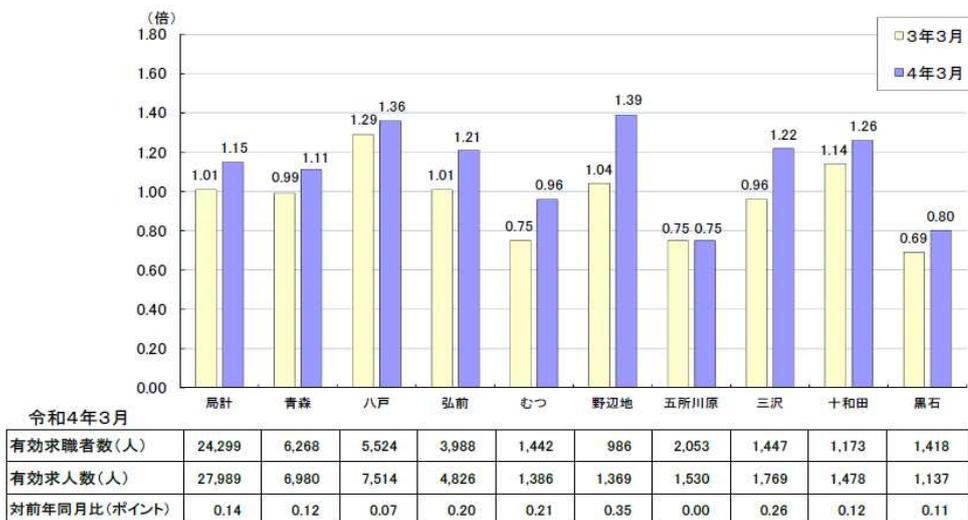
なお、1人当たり市町村所得は、個人の所得水準を表す指標ではない。

(3) 西北地域の有効求人倍率

①全国及び青森県の有効求人倍率の推移



②職業安定所別の有効求人倍率の状況



令和4年3月		局計	青森	八戸	弘前	むつ	野辺地	五所川原	三沢	十和田	黒石
有効求職者数(人)		24,299	6,268	5,524	3,988	1,442	986	2,053	1,447	1,173	1,418
有効求人数(人)		27,989	6,980	7,514	4,826	1,386	1,369	1,530	1,769	1,478	1,137
対前年同月比(ポイント)		0.14	0.12	0.07	0.20	0.21	0.35	0.00	0.26	0.12	0.11

※ 本資料で使用する求人に関する数値は求人受理地別によるものである。

2 沿革

2-1 保健総室（五所川原保健所）

昭和 21 年 6 月

北津軽郡鶴田町大字前田 26 番地に役場（総床面積 640.71 m²、総 2 階建）を無償で譲り受け青森県鶴田保健所として開設した。課及び係制がなく所長（医師）、薬剤師、獣医師、X線技師、保健婦等職員が 10 名で管轄区域は北郡 5 町 18 村であった。

五所川原町、鶴田町、板柳町、金木町、中里町、
栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村、七和村、小阿弥村、沿川村、
喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、相内村、脇元村、小泊村

昭和 22 年 5 月

新憲法公布と同時に明治以来警察行政の一部門であった衛生業務は保健所に移管され、同年 9 月保健所法の公布（施行昭和 23 年 1 月 1 日）により保健所業務は更に強化され公衆衛生業務全般に亘り行うことになり、保健所は名実ともに第一線の衛生行政機関となった。

昭和 26 年 6 月

庁舎を北津軽郡鶴田町から北津軽郡五所川原町上平井町 94 番地に新築移転。
所長 — 総務係、予防係、普及係、衛生係の 4 係。職員数 25 名。

昭和 26 年 7 月

青森県鶴田保健所の名称を青森県五所川原保健所と改称。

昭和 27 年 4 月

保健所処務規定の施行により 2 課 6 係制となる。

所長

[総務課 — 庶務係、医務薬務係、営業係	職員数 26 名
	保健課 — 予防係、保健係、保健婦係	

青森県五所川原優生保護相談所併設。

昭和 27 年 9 月

性病診療所併設。

昭和 29 年 4 月

保健所処務規定の一部改正により課制が廃止となり、次長制・5 係制となる。

所長、次長 — 庶務係、医務薬務係、環境衛生係、予防係、保健係。職員数 25 名。

昭和 29 年 10 月

青森県五所川原身体障害児相談所併設。

市町村合併促進法に基づく町村の合併によって、管轄区域が 1 市と北郡 4 町 12 村となった。

五所川原市（五所川原町、栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村合併）、
鶴田町、板柳町、金木町、中里町、
七和村、小阿弥村、沿川村、喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、
相内村、脇元村、小泊村

昭和 30 年 3 月

町村合併により、管轄区域が 1 市と北郡 4 町 3 村となった。

五所川原市、
鶴田町（六郷村、梅沢村合併。西郡水元村編入）、板柳町（小阿弥村、沿川村合併。
南郡畑岡村編入）、金木町（喜良市村、嘉瀬村（大字毘沙門だけ五所川原市へ、その
他は金木町へ合併）、中里町（武田村、内潟村合併）、
七和村、市浦村（相内村、脇元村合併。西郡十三村編入）、小泊村

昭和 31 年 9 月

北郡七和村が大字下石川（下石川は浪岡町へ編入）を除き五所川原市へ編入された。
管轄区域は五所川原市と北郡板柳町、金木町、中里町、鶴田町、市浦村、小泊村の 1 市
4 町 2 村となった。

昭和 33 年 5 月

保健所処務規定の改正により 3 係制となる。

昭和 34 年 4 月

性病診療所廃止となる。

昭和 37 年 4 月

保健所機構改正により保健婦係が新設され、4 係制となる。
所長、次長 — 総務係、環境衛生係、保健予防係、保健婦係。

昭和 38 年 4 月

行政組織規則の改正により 4 課制となる。
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課。職員数 32 名。

昭和 39 年 1 月

現在地に鉄筋コンクリート平家建ての庁舎が新築された。

昭和 43 年 4 月

行政組織規則の一部改正により 5 課制となった。
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課、職員数 37 名。

昭和 47 年 4 月

行政組織規則の一部改正により 4 課制となった。
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課。職員数 40 名。

昭和 54 年 4 月

衛生指導監の職制が設けられた。

昭和 54 年 7 月

庁舎補修工事のため、仮庁舎（五所川原市新町 33-1 旧五所川原警察署）へ移転。

昭和 54 年 11 月

補修工事完了につき現在地へ移転。

平成 4 年 4 月

行政組織規則の一部改正により、保健婦課が健康増進課となり、保健予防課の事務
の一部が健康増進課に移管された。
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課。職員数 31 名。

平成 7 年 4 月

市浦村保健婦駐在を廃止した。

平成 8 年 4 月

所長が鱒ヶ沢保健所兼務となる。

平成 9 年 4 月

部の再編により環境保健部の出先機関から健康福祉部の出先機関となる。

保健所再編のため、旧五所川原保健所管内から、板柳町が弘前保健所管内に編入され、旧鱒ヶ沢保健所管内の町村が管轄となったため、所管区域は 1 市 6 町 7 村となる。

五所川原市、
鱒ヶ沢町（編入）、木造町（編入）、深浦町（編入）、金木町、中里町、鶴田町、
森田村（編入）、岩崎村（編入）、柏村（編入）、稲垣村（編入）、車力村（編入）、
市浦村、小泊村

五所川原保健所鱒ヶ沢支所が設置され、職員は 9 名となる。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター(総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制)」が新設され、五所川原保健所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「保健部(五所川原保健所併置)」に、鱒ヶ沢支所は同部の「鱒ヶ沢地区担当(五所川原保健所鱒ヶ沢支所併置)」となる。

「総務企画室」が保健部庁舎内に、「福祉部」と「こども相談部」は五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に配置された。総務企画室の職員数は 11 名。保健部は保健予防課、生活衛生課(環境衛生課から改称)、健康増進課の 3 課体制となり、職員数は鱒ヶ沢地区担当を含め 37 名。

平成 17 年 4 月 1 日

平成 17 年 2 月以降の市町村合併により、管轄区域が 2 市 4 町となった。

五所川原市（五所川原市、金木町、市浦村合併）、つがる市（木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村合併）、
鱒ヶ沢町、深浦町（深浦町、岩崎村合併）、中泊町（中里町、小泊村合併）、鶴田町

平成 18 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、五所川原保健所鱒ヶ沢支所廃止となる。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、総務企画室は企画調整室となる。職員数 7 名。

同じく保健部は保健総室（五所川原保健所併置）となり、保健予防課は事務の一部を健康増進課に移管し、指導予防課となる。職員数 32 名。

平成 20 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、企画調整室が保健総室に統合される。職員数 35 名。

2-2 福祉こども総室（西北地方福祉事務所）

昭和 26 年 10 月 1 日

県条例第 62 号により、西津軽社会福祉事務所(鯨ヶ沢町設置)、北津軽社会福祉事務所(五所川原町設置)として発足する。

昭和 29 年 5 月 1 日

各出先機関の統廃合により、両事務所が統合され西北地方福祉事務所となる。西郡 20 ケ町村、北郡 23 ケ町村を管轄する。

昭和 29 年 10 月 1 日

五所川原市が誕生する。

昭和 30 年に入り、各町村の合併により西北郡 14 ケ町村を管轄する。

昭和 39 年 4 月 1 日

西郡町村長の要望により、鯨ヶ沢支所が設置され、鯨ヶ沢町、深浦町及び岩崎村を管轄する。

昭和 54 年 7 月 5 日

現五所川原合同庁舎に移転する。

昭和 55 年 4 月 1 日

六法総合担当の新福祉事務所に移行する。

平成 5 年 4 月 1 日

福祉関係 8 法が改正され、平成 5 年 4 月から老人及び身障施設の入所措置事務等の町村への移譲に伴い、組織改正する。

平成 9 年 4 月 1 日

板柳町が中南地方福祉事務所に移管となる。また鯨ヶ沢支所が旧鯨ヶ沢保健所の庁舎に移転し、五所川原保健所鯨ヶ沢支所と同一フロアで業務を行う。

平成 12 年 4 月 1 日

弘前児童相談所五所川原支所開設により児童福祉施設入所措置事務等が支所に移管する。

児童の補装具交付及び日常生活用具給付事務が町村へ移譲となる。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター(総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制)」が新設され、西北地方福祉事務所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「福祉部(西北地方福祉事務所併置)」に、鯨ヶ沢支所は同部の「鯨ヶ沢地区担当(西北地方福祉事務所鯨ヶ沢支所併置)」となる。「福祉部」庁舎は「こども相談部」とともに五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に従前どおり配置された。福祉部は福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課の 3 課体制となり、職員数は鯨ヶ沢地区担当を含め 41 名。

平成 16 年 4 月 1 日

組織改編により、福祉部は、福祉調整課、保護課と鯨ヶ沢支所の 2 課 1 支所となり、職員数は、鯨ヶ沢地域担当を含め 38 名。

平成 17 年 4 月 1 日

平成 17 年 2 月以降の市町村合併に伴い、生活保護業務の管轄区域は、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、鶴田町の 4 町となり、職員数は、鱒ヶ沢地区担当を含め 29 名。

平成 18 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、西北地方福祉事務所鱒ヶ沢支所廃止となる。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、福祉総室（西北地方福祉事務所併置）となる。職員数 27 名。

平成 20 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、福祉総室とこども相談総室が統合され、福祉こども総室（西北地方福祉事務所及び五所川原児童相談所併設）となる。職員数 27 名（兼務 2 名）。

平成 25 年 4 月 1 日

実施する事業が区域を越えない社会福祉法人の認可及び指導監査等の権限が市に委譲される。各地方福祉事務所で所管していた特別児童扶養手当事務、児童扶養手当事務、特別障害者手当等事務、社会福祉法人等指導監査業務が東地方福祉事務所に業務集約される。

平成 30 年 4 月 1 日

次長が福祉調整課長兼務となり、青森県型地域共生社会担当が配置される。職員数 23 名。

令和 4 年 4 月 1 日

青森県型地域共生社会担当が福祉調整課に編入される。

2-3 福祉こども総室（五所川原児童相談所）

平成 12 年 4 月 1 日

児童相談所の再編により、弘前児童相談所所管地域のうち五所川原市、西津軽郡 3 町 5 村、北津軽郡 3 町 2 村（板柳町を除く）を分割所管することとして、弘前児童相談所五所川原支所が五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に開設された。職員数 6 名。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター（総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制）が新設され、弘前児童相談所五所川原支所は、「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「こども相談部(支所から格上げされた五所川原児童相談所併置)」となる。

「こども相談部」庁舎は、「福祉部」とともに五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に従前どおり配置された。

こども相談部は、こども相談第一課及び、こども相談第二課の 2 課制で職員数は 14 名。

平成 17 年 4 月 1 日

市町村合併により、管轄区域が 2 市と北郡 2 町、西郡 2 町となった。

五所川原市（五所川原市、金木町、市浦村合併） つがる市（木造町、稲垣村、車力村、柏村、森田村合併） 鱒ヶ沢町、深浦町（深浦町、岩崎村合併）、中泊町（中里町、小泊村合併）、鶴田町
--

こども相談部は、こども相談第一課、こども相談第二課の二課制で職員数は 13 名。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、こども相談総室（五所川原児童相談所併置）となり、課制が廃止され、次長が配置された。職員数 11 名。

平成 20 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、福祉総室とこども相談総室が組織統合され福祉こども総室（西北地方福祉事務所及び五所川原児童相談所が併置）となる。職員数は 11 名（兼務 2 名）

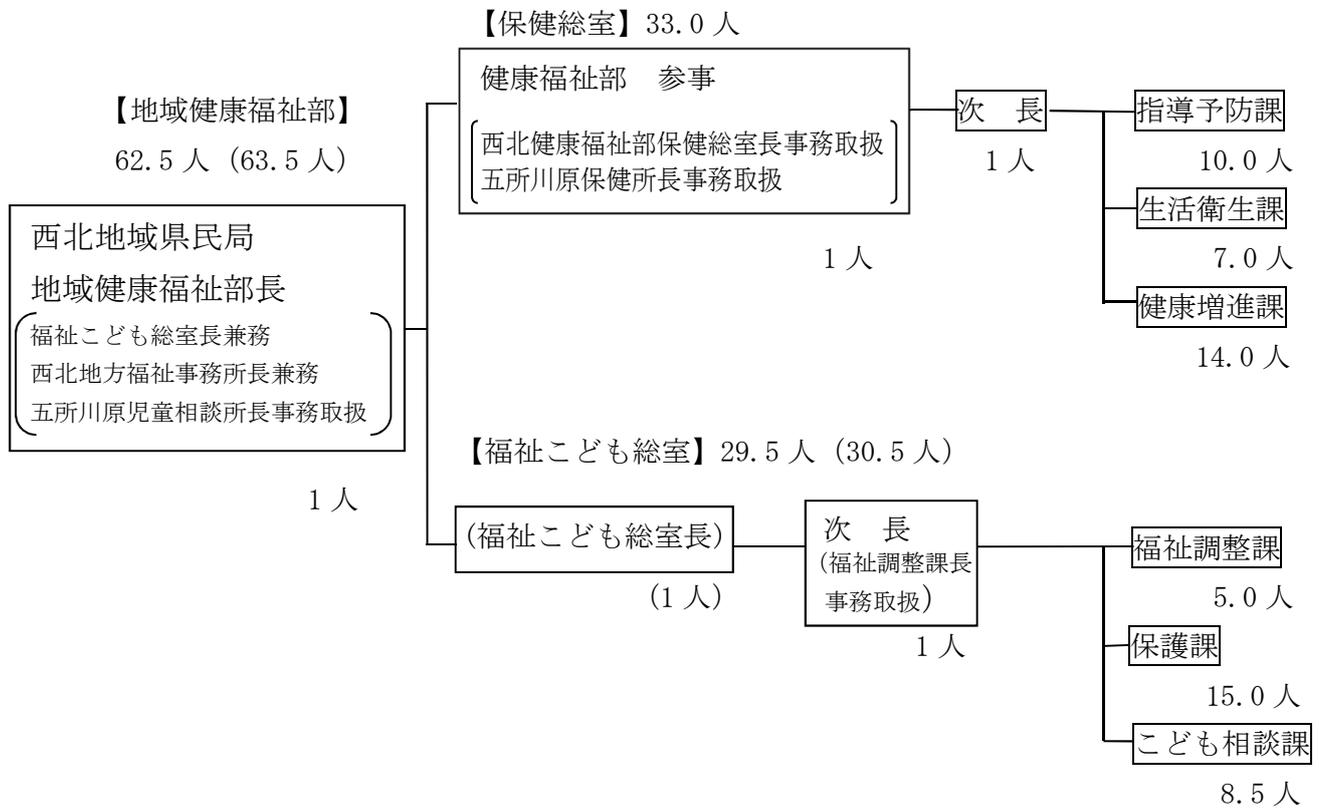
令和 4 年 4 月 1 日

市町村支援児童福祉司及び保健師が配置される（いずれも兼務）。職員数は 14 名（兼務 4 名）

3 機構図と分掌事務

3-1 機構図

(令和4年8月1日現在)



職員数は正職員の数である。

3-2 分掌事務

(1) 保健総室（五所川原保健所）

<指導予防課>

1. 地域健康福祉部内の庶務に関すること。
2. 衛生教育に関すること。
3. 地域保健に係る統計調査に関すること。
4. 地域保健に関する調査及び研究に関すること。
5. 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること。
6. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、歯科技工士、栄養士及び調理師等に関すること
7. 死体解剖保存に関すること。
8. 薬局及び医薬品販売業に関すること。
9. 毒物及び劇物に関すること。
10. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。
11. 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関すること。
12. 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること。
13. 診療エックス線に関すること。
14. 予防接種に関すること。
15. 医師臨床研修に関すること。

<生活衛生課>

1. 食品衛生に関すること。
2. 化製場等に関すること。
3. 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること。
4. 理容師及び美容師に関すること。
5. クリーニング業に関すること。
6. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
7. 墓地及び埋葬に関すること。
8. 建築衛生一般に関すること。
9. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
10. 水道に関すること。
11. 飲料水の改善に関すること。
12. 温泉に関すること。

<健康増進課>

1. 栄養改善に関すること。
2. 母体保護に関すること。
3. 児童の健康相談に関すること。
4. 健康づくり推進事業に関すること。
5. 母子保健に関すること。
6. 口腔保健に関すること。
7. 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
8. 難病対策に関すること。
9. 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること。
10. 人材育成、看護学生等の実習に関すること。
11. 地域保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関すること。

(2) 福祉こども総室（西北地方福祉事務所、五所川原児童相談所）

<福祉調整課>

1. 青森県型地域共生社会の推進に関すること。
2. 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること。
3. 要保護女子の更生援護に関すること。
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
5. 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関すること。

<保護課>

1. 生活保護法に関すること。
2. 社会福祉統計に関すること。

<こども相談課>

1. 児童の養護・非行・不登校・育成・保健・障害等に係る相談、調査、指導及び措置に関すること。
2. 1歳6ヶ月児・3歳児精神発達精密健康診査事後指導に関すること。
3. 心理判定・心理治療に関すること。
4. 医学診断及び指導に関すること。
5. 里親の調査指導、里親会の育成指導及び民間フォスターリング機関との連絡調整に関すること。
6. 障害児施設給付費の支給決定に関すること。
7. 市町の子ども家庭相談への支援に関すること。

3-3 各総室別・職種別職員数

(令和4年8月1日現在) (単位:人)

職 種 (総)室・職名		一 般 事 務	心 理 判 定 員	福 社	医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	薬 剤 師	保 健 師	栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	水 産	合 計
部 長		1											1
保 健 総 室	総室長				1 (1)								1 (1)
	参事												
	次長	1											1
	総括主幹												
	課長						1	1	1				3
	主幹	2					1			1			4
	主査	3					1	2	1		1		8
	主事	2											2
	技師					1	1	2	8	1		1	14
	専門員												
小計	8				1 (1)	1	4	5	10	2	1	1	33 (1)
福 社 こ ど も 総 室	総室長	(1)											(1)
	次長	1 (1)											1 (1)
	総括主幹	1 (1)											1 (1)
	総括主幹専門員	1											1
	課長	1											1
	主幹	3	1										4
	主査	3	1	1									5
	主任専門員	1											1
	主事	7	1	7									15
	専門員		0.5										0.5
小計	18 (3)	3.5	8										29.5 (3)
合 計	26 (3)	3.5	8		1 (1)	1	4	5	10	2	1	1	62.5 (4)

※ 職員数は、正職員（定年退職後の再任用職員を含む）の数で、会計年度任用職員等数は計上していない。

注 1 () は事務取扱兼務《再掲》

2 福祉子ども総室の総括主幹専門員、主任専門員は再任用フルタイム職員であり@1人でカウント、専門員は再任用ハーフタイム職員であり@0.5人でカウントしている。

4 令和4年度各総室行事予定

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
保健 総室	指導予防課	五所川原保健所結核診査協議会 (以降毎月2回開催)	市町村健康福祉関係主管課長会議 (書面開催)	不正大麻・けし撲滅運動(～9月) 薬物乱用防止啓発促進事業(～2月) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (～7月) HIV検査普及週間(1～7日) 薬物乱用防止指導員連合協議会 (書面開催)	医薬品・医療機器等一斉監視指導(～12月) 「愛の血液助け合い運動」月間 献血感謝の集い 財務事務検査		結核予防週間(24～30日) 救急医療週間(5～11日)
	生活衛生課	理容所・美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場等監視(～3月) 特定建築物・小規模水道監視(～3月) 温泉利用・レジャー施設監視(～3月) 食品衛生責任者講習会(養成) 学校給食施設監視(～7月)	食品収去検査(～3月) 食品衛生責任者講習会(実務、養成)	食品衛生推進員講習会 食品衛生責任者講習会(養成、実務) 宅配・テイクアウト食中毒予防月間 (～10月)	遊泳用プールの衛生監視 食品衛生責任者講習会(養成) 食品等夏期一斉取締り	食品衛生月間 食中毒予防キャンペーン きのこ食中毒予防月間(～10月) 社会福祉施設等給食監視(～3月)	食品衛生責任者講習会(養成)
	健康増進課		世界禁煙デー及び禁煙週間(31日～6日) 第1回西北地方保健協力員代表者会議	世界禁煙デー及び禁煙週間(31日～6日) 給食施設栄養管理指導(～2月)		第1回保健師業務連絡会議(地域保健関係者研修) 西北地方保健協力員連絡・研修会 難病患者等医療相談 第1回西北地域自殺対策ネットワーク連絡会	自殺予防普及啓発 市町行政栄養士連絡調整会議・研修会
福祉 子ども総室	福祉調整課	西北郡民生児童委員協議会監事会・理事会	西北郡民生児童委員協議会総会・研修会(書面開催)		社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会 組織会(つがる市、中泊町)		
	保護課						
	子ども相談課		児童福祉週間(5～11日) 児童相談所長研修(前期)	児童相談所業務検討会議(中央児相)	児童相談所長会議(中央児相)		臨検・捜索に関する警察との合同研修(警察学校)

(総)室・課		月					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健 総 室	指導予防課	くすりと健康の週間（17～23日） 麻薬・覚醒剤大麻乱用防止運動（～11月） 地域保健関係者研修（感染症対策研修会）	薬物乱用防止指導員地区協議会・研修会 予備監査	世界エイズデー（12月1日）・レッドリボンキャンペーン 西北五地域災害医療対策協議会 新型インフルエンザ対策協議会	はたちの献血キャンペーン（～2月）	市町村献血推進事業担当課長会議 地域保健医療推進協議会	
	生活衛生課	生活衛生・食品衛生関係職員研修会	ノロウイルス食中毒予防月間（～2月） 食品衛生責任者講習会（養成、実務2回） 食品営業施設（フグ）監視	食品等年末一斉取締り 食品営業施設夜間監視 食品営業施設（ハタハタ）監視 食品衛生責任者講習会（養成）		食品衛生責任者講習会（実務）	
	健康増進課		母子保健ネットワーク会議 新任保健師研修（地域保健関係者研修） 難病対策地域協議会 県民健康・栄養調査（～12月）	第2回西北地方保健協力員代表者会議 精神科救急医療システム連絡調整委員会（書面開催～2月）			新任保健師研修
福祉 こども 総 室	福祉調整課	青森県社会福祉大会（青森市） 管内社会福祉法人等地域貢献活動等実態調査		西北郡民生児童委員協議会組織会・臨時理事会 社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会 総会・研修会（つがる市、中泊町）			社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会 総会（つがる市、中泊町）
	保護課			生活保護法施行事務監査（5日～8日）			福祉事務所生活保護担当課長及び査察指導員等会議
	こども相談課	里親月間 児童相談所長研修（後期）	児童虐待防止推進月間 児童相談所長会議（こどもみらい課） 子ども虐待要保護児童対策研修会（五所川原市）			児童相談所業務検討会議（中央児相）	児童相談所長会議（中央児相）

5 令和4年度相談等日程表

・保健総室

実施項目	実施曜日	受付及び開催時間
こころの健康相談 (要予約)	第2木曜日	午後 1:00～2:00
エイズ相談・検査 (即日検査) (要予約)	第2火曜日 5月は第3火曜日 6月4日は特設日 (13:30～15:00)	午後 3:30～5:00
ウイルス性肝炎検査 (要予約)	第3水曜日 月により定期実施日 以外に実施もあり	午前 11:00～12:00
結核接触者健診 (QFT検査を含む)	第3水曜日 月により定期実施日 以外に実施もあり	午前 9:30～11:00
骨髄移植一般相談 (要予約)	随時受付	午前 8:30～午後 5:15

・福祉子ども総室

随時（月曜日～金曜日午前 8:30～午後 5:15）

6 令和3年度歳入・歳出関係

(1) 歳入

(1)-1 保健総室関係

(単位：円)

科目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
財産貸付収入	3,000	3,000		
土地建物等	3,000	3,000		
健康福祉政策課	3,000	3,000		
延滞金	347,790	32,620		315,170
過年度収入	347,790	32,620		315,170
知事部局	347,790	32,620		315,170
雑入	20,548	20,548		
雑入	19,818	19,818		
知事部局	19,818	19,818		
光熱水費	19,818	19,818		
総務費	730	730		
情報公開	20	20		
個人情報保護	710	710		
計	371,338	56,168		315,170

(1)-2 証紙収入（保健総室）

(単位：円)

科目	件数	金額
総務手数料	17	12,750
証明	17	12,750
総務学事課	17	12,750
環境保健手数料	461	6,445,800
医薬費	136	1,437,800
医療施設等許可	17	381,000
麻薬免許	30	124,600
医薬品医療機器等	89	932,200
自然保護費		
温泉		
生活衛生費	325	5,008,000
食品関係営業許可	310	4,572,000
興行場営業許可		
公衆浴場営業許可		
旅館営業許可	3	66,000
理容所等開設検査	9	144,000
クリーニング所開設検査	1	16,000
建築物衛生管理業者登録	2	210,000
計	478	6,458,550

(1) - 3 福祉こども総室関係 (西北地方福祉事務所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
雑入	45,885,737	17,615,088	304,918	27,965,731
民生費	19,312,040	14,767,978		4,544,062
生活保護費	19,312,040	14,767,978		4,544,062
生活保護費返還金(63条)	15,775,561	14,332,757		1,442,804
生活保護費返還金(78条)	3,187,382	191,788		2,995,594
生活保護費返還金(戻入)	349,097	243,433		105,664
過年度収入	26,573,697	2,847,110	304,918	23,421,669
知事部局	26,573,697	2,847,110	304,918	23,421,669
生活保護費返還金(63条)	12,224,899	1,055,478	304,918	10,864,503
生活保護費返還金(78条)	12,856,583	1,469,891		11,386,692
生活保護費返還金(戻入)	1,492,015	321,701		1,170,314
督促手数料(措置：こ)	200	40		160
計	45,885,737	17,615,088	304,918	27,965,731

(1) - 4 母子父子寡婦福祉資金特別会計 (西北地方福祉事務所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
母子福祉資金貸付金収入	67,452,563	39,423,039		28,029,524
現年度収入	38,784,805	35,750,028		3,034,777
元金	38,784,805	35,750,028		3,034,777
利子				
過年度収入	28,667,758	3,673,011		24,994,747
元金	28,663,541	3,668,794		24,994,747
利子	4,217	4,217		
寡婦福祉資金貸付金収入	1,140,211	912,375		227,836
現年度収入	792,028	764,861		27,167
元金	791,263	764,096		27,167
利子	765	765		
過年度収入	348,183	147,514		200,669
元金	348,183	147,514		200,669
利子				
父子福祉資金貸付金収入	406,062	222,018		184,044
現年度収入	311,223	222,018		89,205
元金	311,223	222,018		89,205
利子				
過年度収入	94,839			94,839
元金	94,839			94,839
利子				
雑入	113,160			113,160
現年度収入				
過年度収入	113,160			113,160
計	69,111,996	40,557,432		28,554,564

(1) - 5 福祉こども総室関係 (五所川原児童相談所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
民生負担金				
児童福祉費	2,987,350	2,369,680		617,670
児童心理治療施設等措置費				
乳児院・助産施設措置費	532,710	532,710		
子ども自立センターみらい費				
里親・母子生活支援施設措置費	2,353,840	1,827,970		525,870
知的障害児等措置費	100,800	9,000		91,800
計	2,987,350	2,369,680		617,670
過年度収入				
知事部局	1,704,660	155,500		1,549,160
児童心理治療施設等措置費	32,400	20,000		12,400
乳児院・助産施設措置費				
子ども自立センターみらい費	54,000	54,000		
里親・母子生活支援施設措置費	1,148,160	67,500		1,080,660
知的障害児等措置費	470,100	14,000		456,100
計	1,704,660	155,500		1,549,160

(2) 歳出

(2)-1 一般会計

(単位：円)

款 項 目	令 達 額	支出済額	残 額
総務費			
総務管理費			
財産管理費			
民生費	579,859,540	574,920,132	4,939,408
社会福祉費	18,140,340	16,948,361	1,191,979
社会福祉総務費	6,411,400	6,312,071	99,329
社会福祉総務費（繰越）	8,503,000	7,788,000	715,000
福祉事務所費	2,762,940	2,690,754	72,186
老人福祉費	230,000	94,800	135,200
婦人福祉費	113,000	62,736	50,264
障害者福祉費			
地域福祉費			
救助費	120,000		120,000
児童福祉費	22,715,200	21,502,628	1,212,572
児童福祉総務費	16,000	2,000	14,000
児童福祉総務費（繰越）	150,000	147,488	2,512
児童措置費	18,079,000	17,194,822	884,178
児童相談所費	4,385,200	4,143,318	241,882
ひとり親家庭等福祉費	80,000	13,000	67,000
障害児福祉費	5,000	2,000	3,000
生活保護費	539,004,000	536,469,143	2,534,857
生活保護総務費	4,189,000	4,051,689	137,311
扶助費	534,815,000	532,417,454	2,397,546
環境保健費	25,494,923	20,131,524	5,363,399
公衆衛生費	10,403,480	7,070,520	3,332,960
結核対策費	1,890,600	1,439,980	450,620
予防費	7,025,100	4,563,220	2,461,880
予防費（繰越）			
母子保健対策費	202,000	139,000	63,000
精神保健福祉費	876,540	552,480	324,060
生活習慣病対策費	409,240	375,840	33,400
環境衛生費	1,486,432	1,452,932	33,500
食品衛生費	989,332	957,432	31,900
生活衛生総務費	408,100	406,500	1,600
生活衛生指導費	89,000	89,000	
保健所費	12,221,608	10,798,099	1,423,509
保健所費	12,221,608	10,798,099	1,423,509
医薬費	1,325,403	751,973	573,430
医務費	584,000	104,000	480,000
薬務費	446,000	414,000	32,000
企画調整費	295,403	233,973	61,430
自然保護費	58,000	58,000	
自然保護総務費	58,000	58,000	
計	605,354,463	595,051,656	10,302,807

(2) - 2 母子父子寡婦福祉資金特別会計

(単位：円)

款項目	令達額	支出済額	残額
母子父子寡婦福祉資金貸付	58,140,000	33,140,703	24,999,297
母子父子寡婦福祉資金貸付	58,140,000	33,140,703	24,999,297
指導調査費	440,000	347,303	92,697
母子福祉資金貸付費	50,000,000	26,936,350	23,063,650
寡婦福祉資金貸付費	4,700,000	3,404,050	1,295,950
父子福祉資金貸付費	3,000,000	2,453,000	547,000
計	58,140,000	33,140,703	24,999,297

第2 各総室の事業概要（令和3年度実績）

1 保健総室【五所川原保健所】

1-1 指導予防課関係業務

1-1-1 衛生教育

日常の暮らしの中での健康増進や生活衛生、子育て問題等について、各種研修会の場などを利用して、地域住民に広く保健衛生思想の普及向上を図るための衛生教育を実施した。

令和3年度は22回実施し、延べ参加人員は514人である。

(単位:回、人)

教育内容	実施回数	延べ参加人数
感染症 (結核・エイズを除く)		
結核		
精神		
難病		
母子		
成人・老人		
栄養・健康増進	2	52
医事・薬事		
食品	20	462
環境		
その他		
合計	22	514

1-1-2 医療及び薬事関係

(1) 医療施設等の状況

(1)-1 医療施設等数

病院の施設数は令和2年度末と同数であるが、病床数は30床減少した。診療所の施設数は令和2年度末から3施設減少したが、診療所病床数は令和2年度と同数であった。

(令和4年3月31日現在)(単位：施設(箇所)、病床数(床))

区分	総数	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
病院	8	6	1	1			
病床数	1,285	980	265	70			
一般	570	500		70			
精神	164	164					
結核							
感染症	4	4					
療養	547	282	265				
診療所無床	72	39	10	4	5	6	8
診療所有床	5	3	1	1			
病床数	69	46	4	19			
一般	69	46	4	19			
療養							
歯科診療所	43	23	9	3	2	3	3
助産所	1			1			
施術所	88	45	20	6	7	6	4
歯科技工所	14	9	3	1		1	
衛生検査所	1	1					
介護老人保健施設	6	2	1	1	1	1	

(1)-2 主な保健医療従事者数

「医科・歯科医師・薬剤師調査」及び「衛生行政報告例」によれば、管内の主な保健医療従事者の状況は、次のとおりである。

(令和2年12月末現在)(単位：人)

区分	総数	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
医師	167	126	15	10	3	9	4
歯科医師	55	29	12	4	3	3	4
薬剤師	178	135	16	11	4	10	2
保健師	84	34	20	8	7	8	7
助産師	18	15	1	2			
看護師	856	641	86	61	25	33	10
准看護師	477	268	100	36	20	26	27
歯科衛生士	65	43	7	5		7	3
歯科技工士	35	21	5	3	1	4	1

※ 保健師、助産師、看護師及び准看護師のデータは医療薬務課より聴取

(2) 医薬品販売業者等数

令和3年度末現在、一般用医薬品を販売する店舗販売業は1施設増えたが、調剤業務を行う薬局は1施設減となり、医薬品販売業全体では増減はなかった。

また、コンタクトレンズや血糖測定器等の高度管理医療機器等を取り扱う営業所は増減なく、補聴器等の管理医療機器を取り扱う営業所は5施設増加した。

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
薬 局	54	38	6	3	1	3	3
卸 売 販 売 業	9	7	1	1			
店 舗 販 売 業	46	21	11	3	3	4	5
配 置 販 売 業	5	2	3				
配 置 従 事 者	23	13	9			1	
特 例 販 売 業							
一 般							
医 療 機 器 修 理 業	1	1					
高度管理医療機器等	54	40	8	3	1	2	
販 売 業	39	29	5	3	1	1	
貸 与 業							
販 売 業 ・ 貸 与 業	15	11	3			1	
管 理 医 療 機 器	234	113	62	18	13	12	16
販 売 業	211	99	56	16	13	12	15
貸 与 業							
販 売 業 ・ 貸 与 業	23	14	6	2			1
毒 物 劇 物 販 売 業	77	33	20	6	4	4	10
一 般	27	21	4			1	1
農 業 用 品 目	46	10	16	5	4	3	8
特 定 品 目	3	2		1			
麻 薬 卸 売 業	1	1					
麻 薬 小 売 業	47	33	5	3	1	3	2
医 薬 品 製 造 業	1	1					
医 薬 品 製 造 販 売 業							
医 療 機 器 製 造 業	1	1					
薬 局 医 薬 品 製 造 業	1	1					
薬 局 医 薬 品 製 造 販 売 業	1	1					

(3) 医療監視の状況

病院及び診療所等が、医療法その他の法令に規定された適正な管理運営がされているかどうか検査することにより、地域住民に適切な医療等が提供されることを目的に実施している。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、立入りにより検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認することで令和3年度の病院立入り検査を実施したとみなしたところである。

(単位：実施数(件)、実施率(%))

年 度 区分	R3		R2		R1	
	対象施設	実施数 実施率	対象施設	対象施設 実施率	実施数 実施率	対象施設 実施率
病 院	8	8	8		8	8
		100				100.0
一般診療所	77	14	80	2	80	27
		18.2				2.7
歯科診療所	43	2	43		43	16
		4.7				37.2
助産所	1		1		1	
施 術 所	88	4	88	2	89	10
		4.5				2.3
歯科技工所	14		14		14	
						8

(4) 薬事監視の状況

薬局及び医薬品販売業者等が、関係法令を遵守し、医薬品等の適正な管理がされているかどうか監視・指導を行い、消費者が安心して医薬品を購入できる体制の確保に努めている。また、麻薬取扱施設に対しては、麻薬及び向精神薬取締法に基づく適正使用や保管管理について監視・指導している。

(単位：実施数(件)、実施率(%))

年 度 区分	R3		R2		R1	
	対象施設	実施数 実施率	対象施設	実施数 実施率	対象施設	実施数 実施率
薬 局	54	33 61.1	55	21 38.2	56	26 46.4
卸 売 販 売 業	9	5 55.6	9		9	3 33.3
店 舗 販 売 業	46	33 71.7	45	9 20.0	44	19 43.2
配 置 販 売 業	5		6		6	
特 例 販 売 業						
医 療 機 器 修 理 業	1		1		1	1 100
高 度 管 理 医 療 機 器 等 販 売 業	39	25 64.1	40	10 25.0	38	17 44.7
高 度 管 理 医 療 機 器 等 販 売 業 ・ 貸 与 業	15	5 33.3	14	2 14.3	15	6 40
管 理 医 療 機 器 販 売 業	211	2 0.9	205		203	
管 理 医 療 機 器 販 売 業 貸 与 業	23	10 43.4	21		23	
医 薬 品 製 造 業	1		1		1	
医 薬 品 製 造 販 売 業	1		1		1	
医 療 機 器 製 造 業	1		1		1	
薬 局 医 薬 品 製 造 業	1		1		2	
薬 局 医 薬 品 製 造 販 売 業	1		1		2	
毒 物 劇 物 販 売 業	77	21 27.2	77	5 6.5	77	38 49.4
麻 薬 取 扱 施 設	90	35 38.9	93	25 26.9	93	49 52.7

(5) 不正大麻・けしの抜去状況

毎年6月から9月まで実施される「不正大麻・けし撲滅運動」の期間中に実施し、管内市町を巡回の上、発見した際は除去している。

(単位：箇所／本)

区分		年度		
		R3	R2	R1
大麻	管内			
	県	85/48,239	94/50,173	80/43,041
けし	管内	51/2,470	37/3,628	23/1,752
	県	114/10,442	101/9,401	57/3,487

(6) 薬物乱用防止に関する研修会

薬物乱用の防止を図るため地域に密着した啓発活動等が行われることを目的として、研修会を実施している。

令和3年度は、新型コロナウイルス流行状況により実施なし。

(7) 移動採血車及び出張採血による献血状況

「県内の医療機関で必要な血液はすべて県民の善意の献血で確保する」を基本理念に、地域住民の理解を求め、血液センターの移動採血車等が職域等に出向き、献血者の協力を得て確保に努めている。

- 令和3年度献血実績(献血バス分) (令和4年3月31日現在)

区分	全血献血				
	200m l (人)	400m l (人)	目標量 (L)	確保量 (L)	達成率 (%)
市町村					
五所川原市	43	762	417.6	313.4	75.0%
つがる市	7	769	330.6	309	93.5%
鱒ヶ沢町		150	52.2	60	114.9%
深浦町		68	34.8	27.2	78.2%
中泊町	3	87	52.2	35.4	67.8%
鶴田町		156	87.0	62.4	71.7%
管内(計)	53	1992	974.4	807.4	82.8%
青森県	837	24,215	19364.0	20777.0	107.3%

※成分献血については、平成21年度より献血バスが廃止。

(8) 西北五地域災害医療対策協議会

災害時において関係機関が連携して地域医療を確保するため、二次保健医療圏ごとに地域災害医療対策協議会を設置し、災害時の連携体制構築に向けた協議を行うとともに、日頃から顔の見える関係を築くことを目的とするものである。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により全県的に実施していない。

1-1-3 感染症予防関係

(1) エイズ予防関係

保健所に相談窓口を開設し、エイズ及び性感染症のまん延防止を図るため、無料・匿名での血液検査を月1回実施している。なお、平成24年7月から夜間即日検査を導入した。

(単位：件)

区分 年度	血液検査		相 談					
	採血件数		相談件数		内 訳			
	男	女	男	女	電 話		来 所	
					男	女	男	女
R3	20	3	6	1	6	1		
R2	10	3	11					
R1	20	11	12	2	12	1		1

(2) 肝炎ウイルス相談・検査事業

保健所に相談窓口を開設し、C型肝炎ウイルス及びB型肝炎ウイルス感染者の早期発見、早期治療を図り肝硬変や肝がん等への進行を予防することを目的に相談や血液無料検査を実施している。

(単位：件)

区分 年度	血液検査		相 談		
	採血件数		相談件数	内 訳	
	男	女		電 話	来 所
R3					
R2			11	7	4
R1		1	3	2	1

(3) 肝炎治療特別推進事業

C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ治療に要する医療費の一部を助成する事業であり、保健所が申請受理を行っている。

(単位：件)

区分 年度	インターフェロン フリー治療	インターフェロン治療		核酸アナログ製剤 治療（更新含）
		C型	B型	
R3	17			76
R2	25			1
R1	49			77

(4) 感染症発生状況

令和3年は二類～四類感染症(全数把握)の発生が計23件あった。感染症発生時は、感染源や感染経路の調査、感染予防のための実地指導を行った。また、感染性胃腸炎等が集団発生した際には、まん延防止に係る指導等を行った。

(単位：件)

区分 年度	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症 (全数把握)
R3		17 〔 結核 14 LTBI 3 〕	3 〔 腸管出血性大腸 菌感染症 3 〕	2 〔 つつが虫病 2 〕	1 〔 クロイツフェル ト・ヤコブ病 1 〕
R2		27 〔 結核 19 LTBI 8 〕	2 〔 腸管出血性大腸 菌感染症 2 〕	6 〔 レジオネラ症 3 つつが虫病 2 E型肝炎 1 〕	
R1		19 〔 結核 13 LTBI 6 〕		2 〔 レジオネラ症 1 つつが虫病 1 〕	

【集団発生状況】

(単位：施設)

区分 年度	五類感染症 (定点報告疾患)			備考
	感染性胃腸炎	インフルエンザ	その他	
R3	1		RSウイルス感染症 1	
R2	4			
R1	1	29		

1-1-4 結核予防関係

(1) 結核患者登録状況(市町別・活動性分類、年齢別)

令和3年中の管内の新登録患者は20人で前年より7人減少し、令和3年末の全登録患者総数は43人で前年末より9人減少した。新登録患者のうち65歳以上の患者は、8割を超えている。

結核の早期発見、早期治療のため、接触者健康診断及び管理検診を推進するとともに、結核に関する知識の普及啓発等を積極的に行っている。

(1)-1-1 新登録患者数 市町別・活動性分類

(令和3年1月1日～令和3年12月31日) (単位：人)

区分 市町名	活動性結核								潜在性結核感染症(別掲)	
	総数	性別		肺結核				肺外結核活動性		
		男	女	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性	菌陰性その他			
				初回治療	再治療					
五所川原市	8	2	6		1	1	2	4		
つがる市	3	3		2				1	4	
鱒ヶ沢町										
深浦町									3	
鶴田町									1	
中泊町	1	1					1			
年	R3	12	6	6	2	1	2	2	5	8
	R2	19	13	6	11	2	1	2	3	8
	R1	13	8	5	9		2	1	1	6

(1)-1-2 新登録患者数 年齢別

(令和3年1月1日～令和3年12月31日) (単位：人)

年齢階級 市町名	合計	0～	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	90～	潜在性結核感染症(別掲)
		9	19	29	39	49	59	69	79	89		
五所川原市	8(1)			1			1(1)	2	1	3		
つがる市	3(2)									3(2)		4
鱒ヶ沢町												
深浦町												3
鶴田町												1
中泊町	1								1			
年	R3	12(3)		1			1(1)	2	2	6(2)		8
	R2	19(11)						3(1)	7(5)	7(4)	2(1)	8
	R1	13(9)					2(1)	1(1)	1(1)	3(1)	6(5)	6

65歳以上は9人(75.0%)であった。

()内は喀痰塗抹陽性を再掲。

(1) - 2 - 1 全登録患者数 市町別・活動性分類

(令和3年12月31日現在) (単位:人)

区分 市町名	総数	性別		活動性結核					不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症 (別掲)		
				肺結核活動性			肺外結核活動性						
		登録時喀痰塗沫陽性		登録時 その他の 菌陽性	登録時 菌陰性 その他								
		初回治療	再治療			治療中	観察中						
五所川原市	11	5	6			1		1	8	1		5	
つがる市	4	4		2				1	1		2	4	
鱒ヶ沢町												1	
深浦町	5	4	1						3	2		4	
鶴田町	1		1						1		1	1	
中泊町	3	2	1						2	1		1	
年	R3	24	15	9	2		1		2	15	4	3	16
	R2	35	24	11	5		2	2	3	4	13	9	14
	R1	35	24	11	6		1	2		22	4	3	23

(1) - 2 - 2 全登録患者数 年齢別

(令和3年12月31日現在) (単位:人)

年齢階級 市町名	合計	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	潜在性結核感染症 (別掲)	
		~9	~19	~29	~39	~49	~59	~69	~79	~89	~90	治療中	観察中
五所川原市	11(4)			1			1	3	2(1)	4(2)	(1)		5
つがる市	4(3)								1(3)	3		2	4
鱒ヶ沢町													1
深浦町	5(1)							1(1)	3		1		4
鶴田町	1(2)									1(2)		1	1
中泊町	3(1)								1(1)	2			1
年	R3	24(11)		1			1	4(1)	7(5)	10(4)	1(1)	3	23
	R2	35(7)			1		3	4(1)	7(1)	11(4)	1(1)	3	23
	R1	35(6)			1	6(1)	4	6(1)	5	13(4)		3	23

65歳以上は20人(83.3%)であった。()内は、登録時喀痰陽性を再掲。

(2) 結核患者罹患率及び有病率

(令和3年12月31日現在)

市町名	区分	人口	新登録患者数 (人口10万対)	罹患率	活動性登録患者数 (人口10万対)	有病率
五所川原市		50,283	8	15.9	2	4.0
つがる市		29,732	3	10.1	3	10.1
鱒ヶ沢町		8,584		0.0		0.0
深浦町		7,041		0.0		0.0
鶴田町		12,025		0.0		0.0
中泊町		9,564	1	10.3	1	10.2
管内合計	R3	117,229	12	10.2	5	4.3
	R2	119,605	19	15.9	12	10.0
	R1	121,912	13	10.7	9	7.4
R2	青森県	1,237,984	120	9.7	71	10.1
R2	全国	126,146,099	12,739	10.1	9,640	6.0

(人口：令和3年10月1日推定)

(3) 結核診査協議会の診査状況

(単位：件)

年度	感染症法	申請	決定・承認	その他	その他の内訳
R3	第37条	16	16		
	第37条の2	33	33		
R2	第37条	47	47		
	第37条の2	26	26		
R1	第37条	43	43		
	第37条の2	33	32	1	不承認

注 第37条…入院勧告を受けた患者、第37条の2…入院勧告以外の患者

(4) 接触者健康診断及び管理検診実施数

(単位：件)

		接触者健診				管理検診				
		合計	保健所 実施	委託医 療機関	他の受診 を確認で きたもの	合計	保健所 実施	定期病 状調査	委託医 療機関	他の受診 を確認で きたもの
年度	R3	32	27	5		24	19		5	
	R2	84	79	5		45	36	2		7
	R1	109	105	4		77	52	1	2	22
ツ反				2						
IGRA		13	13							
胸部エックス線		19	14	5		24	19		5	
被 発 見	結核患者									
	潜在性結核感染症	3	3							

(5) 訪問指導状況等

訪問指導等により、新登録患者や登録患者への療養指導、接触者への感染予防、発病予防の指導、正しい知識の提供、不安の軽減等を行っている。

令和3年度は、訪問：8件（延べ8件）、相談：電話延べ11件、来所延べ4件、関係機関（者）訪問延べ8件であった。

(6) 結核対策特別促進事業実施状況

ア 特別対策促進事業

(ア) 院内DOTS

患者及び家族に対して結核の正しい知識を提供し、早期から不安の軽減と治療への動機づけを図った。（対象3件）

(イ) 地域DOTS

服薬中断リスクやニーズに応じた服薬支援を、患者及びその家族、関係機関と連携しながら実施した。訪問5件（延べ26件）、薬局DOTS含むメールや電話は延べ68件、来所は延べ0件であった。

(7) 市町長が行う結核定期健康診断及びBCG接種状況

(単位：人)

区分 市町名		胸部エックス線検査			精密検査				被発見		BCG		
		対象者 (A)	受診者 (B)	受診率 (B/A)%	対象者 (C)	受診者 (D)	受診率 (D/C)%	菌 検 査	結核	発病 恐れ あり	対象者 (E)	受診者 (F)	受診率 (F/E)%
五所川原市		19,556	3,455	17.7	116	111	95.7				251	201	80.0
つがる市		11,981	3,500	29.2	6	6	100.0				133	134	100.8
鱒ヶ沢町		4,134	832	20.1	17	13	76.5				27	29	107.4
深浦町		3,791	915	24.1							13	17	130.7
鶴田町		4,571	1,801	39.4							45	42	93.3
中泊町		4,582	1,190	26.0	14	12	92.8				18	17	94.4
年度	R3	48,615	11,693	24.1	153	142	87.2				487	440	90.3
	R2	47,326	11,177	23.6	161	142	87.2				524	518	98.9
	R1	47,835	12,185	25.5	180	157	87.2			2	697	565	81.1

注1 B欄には間接撮影を省略し直接撮影のみ実施した者を含む。

(8) 事業所の長等が行う結核定期健康診断

(単位：人)

区分 事業所等		胸部エックス線検査			精密検査				指導区分	
		対象者 (A)	受診者 (B)	受診率 (B/A)%	対象者 (C)	受診者 (D)	受診率 (D/C)%	菌検査	要 医療	要 観察
事業者		5,820	5,588	96.0	54	40	76.9			
学校 長	815	815	100.0	5	5	100.0	100.0			
	154	154	100.0							
施設長		1,374	1,319	96.0	82	79	96.3			
年度	R3	8,163	7,876	96.5	141	124	87.9			
	R2	7,639	6,467	84.7	161	138	85.7			
	R1	8,107	7,792	96.1	140	125	89.3			

注1 B欄には間接撮影を省略して直接撮影のみ実施した者を含む。

1-1-5 健康危機管理関係

健康危機発生に備えた平常時からの準備として、当保健所職員を対象とした職場研修を企画し、PPE（個人防護具）の着脱訓練を行った。

健康危機管理に係る会議・研修会等

開催年月日	場 所	内 容
令和3年9月28日 9月29日 9月30日	五所川原保健所	感染予防策の基本 PPE着脱訓練 受講者：保健所職員

1-1-6 新型インフルエンザ対策関係

令和3年度は、抗インフルエンザウイルス薬の保管状況（8,000カプセルを外部保管委託）の確認を実施した。なお、西北地域新型インフルエンザ対策協議会は、新型コロナウイルス感染症対策優先のため開催しなかった。

1-1-7 新型コロナウイルス感染症対策関係

西北五管内における新型コロナウイルス感染症のまん延防止と医療提供体制の整備を図るため、関係者による新型コロナウイルス感染症対策会議等を開催した。

新型コロナウイルス感染症関連対策会議		
開催年月日	場 所	内 容
令和3年9月9日	つがる西北五広域連合 つがる総合病院	協議案件 「自宅療養に係る打合会議」 出席者：19名（西北五医師会、つがる西北五広域連合つがる総合病院、五所川原市、保健所職員）
令和3年11月16日	つがる西北五広域連合 つがる総合病院	協議案件 「第2回自宅療養に係る打合会議」 出席者：17名（西北五医師会、つがる西北五広域連合つがる総合病院、五所川原市、保健所職員）

1-1-8 西北五地域保健医療推進協議会

管内における新型コロナウイルス感染症への優先対応及び本協議会開催による感染リスクの可能性を踏まえて協議会は開催しなかった。

1-1-9 人材育成・市町支援関係

地域保健関係者研修

地域住民が健康に対する意識を高め、地域で安心して生活できるよう、地域保健関係者が健康な地域づくりをめざして、専門的知識や技術を習得し、生活者重視の保健福祉サービスが提供できるように、地域保健関係者の資質向上と関係者間の連携強化を目的に、研修会を実施している。

回	開催年月日・場所	参加者	内 容
1	令和3年8月 (書面開催)	—	<第1回保健師業務連絡会議> 1 令和2年度健康教養アンケート集計結果 2 令和2年度糖尿病性腎症による人工透析調査結果 3 令和2年度管内市町3歳児肥満度調査結果 4 令和3年度保健師活動の重点目標及び重点活動 5 令和3年度第1回西北地域自殺対策ネットワーク連絡会
2	令和4年2月1日 (ZOOMによるオンライン会議方式)	24	<第2回保健師業務連絡会議> 1 情報提供 (1) 令和2年度各種アンケート調査結果 (2) 新型コロナウイルス感染症発生時の保健所の対応について 2 情報交換 (1) 各市町の新型コロナワクチン3回目接種の接種体制について 3 その他 (1) 県高齢福祉保険課から情報提供 (糖尿病性腎症重症化及び高齢者の保健事業・介護予防の一体的実施について)

1-1-10 職場研修の実施状況

保健総室職員の資質向上を目的として実施している。

年月日・場所	テーマ・講師	参加数
令和3年11月25日(木) 令和3年12月6日・7日(月・火) 令和3年12月9日・10日(木・金) 令和3年12月14日(火) 令和3年12月14日(火) 保健総室庁舎	災害発生時保健所対応研修 講師 三浦主幹・横濱主事 外	平均 約30名
令和3年9月28日(火) 9月29日(水) 9月30日(木) 保健総室会議室	PPE着脱訓練 講師 白戸専門員 外	約30名

1-2 生活衛生課関係業務

1-2-1 食品衛生関係

食中毒防止及び食品の安全を確保するため、令和3年度青森県食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を行ない、また講習会を実施し食品衛生の知識の普及啓発に努めた。

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況

食品衛生法に基づく営業許可に係る業務を行うとともに、食中毒の発生を未然に防止するため、営業施設に対して監視指導を行い、食品衛生の確保に努めた。

(1)-1 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設数及び行政処分件数

業種・年度計		区分	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	処分件数					注意又は勧告	
				新規	継続			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他	文書	口頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	45	45			49						48	1	
	仕出・弁当	4	4			5						5		
	旅館	2	2			2						2		
	その他	69	70		1	69						67	2	
	臨時	13	13											
	菓子製造業	17	17			24						18	6	
	乳処理業													
	特別牛乳搾取処理業													
	乳製品製造業													
	集乳業													
	魚介類販売業	11	11			14						9	5	
	魚介類競り売り営業													
	水産製品製造業	7	7			8						7	1	
	冷凍食品製造業	1	1			2						2		
	複合型冷凍食品製造業													
	調理機能を有する自動販売機													
	アイスクリーム類製造業	2	2			5						2	3	
	食肉処理業	1	1			1						1		
	食肉販売業	8	8			7						7		
	食肉製品製造業					1						1		
	食用油脂製造業													
	みそ又はしょうゆ製造業	1	1			1						1		
	密封包装食品製造業	3	3			3						3		
	酒類製造業	2	2			5						5		
	豆腐製造業													
	納豆製造業													
	めん類製造業	1	1			1						1		
	そうざい製造業	12	12			16						13	3	
	複合型そうざい製造業													
	添加物製造業(法第13条関係)													
	食品の放射線照射業													
	清涼飲料水製造業													
	氷雪製造業													
	液卵製造業													
	漬物製造業	11	11			15						15		
	食品の小分け業													

R3	210	211		1	228						207	21
R2												
R1												

(1) - 2 旧食品衛生法に基づく許可施設及び行政処分件数

業種・年度計		区分	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	処分件数					注意又は勧告	
				新規	継続			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他	文書	口頭
飲食店営業	食堂・レストラン等		391	6	8	38	26						23	3
	仕出・弁当		134	2	3	8	4						3	1
	旅館		53			2	21						16	5
	その他		636	2	13	96	26						16	10
	臨時		222	3	10	62	1						1	
	菓子製造業		265	3	6	27	17						10	7
	乳処 理 業		1											
	乳製品製造業		1											
	魚介類販売業		199	2	6	115	22						14	8
	魚介類せり売り営業		13											
	魚肉ねり製品製造業		7		1	1								
	食品の冷凍又は冷蔵業		9	1			1						1	
	缶詰又は瓶詰食品製造業		31	3	2		2						2	
	喫茶店営業		8	2		105	1						1	
	あん類製造業		4				5						5	
	アイスクリーム類製造業		69		3	8	8						4	4
	乳類販売業		(届出に移行)											
	食肉処 理 業		9			1	2						2	
	食肉販売業		78	2	4	161	14						12	2
	食肉製品製造業		4	1									1	
	食用油脂製造業		1											
	みそ製造業		32	3		5	1							1
	醤油製造業		2			1								
	ソース類製造業		12			3	2						2	
	酒類製造業		5			2								
	豆腐製造業		11			2	1							1
	納豆製造業		8			1								
	めん類製造業		7			1	1						1	
	そうざい製造業		173	2	4	17	11						10	1
	添加物製造業		1											
	清涼飲料水製造業		21	1		2								
	氷雪製造業		6											
	氷雪販売業		(届出に移行)											
	R3		2,413	33	60	658	166						124	43
	R2		3,321	187	291	349	1,539						959	580
	R1		3,483	291	195	311	1,795						789	1,006

(1) - 3 届出を要する食品関係営業施設及び行政処分件数

集団食中毒の発生が懸念される学校及び社会福祉施設等の給食施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、自主衛生管理状況の点検を実施し、不備事項に関する改善指導を行った。

業種・年度計	区分	届出施設数	監視指導件数	処分件数				注意又は勧告	
				営業許可取消	営業禁止	物品廃棄	その他	文書	口頭
	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	99	13					8	5
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	151	17					8	9
	乳類販売業	295	14					8	6
	氷雪販売業								
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	97	1					1	
	弁当販売業		2						2
	野菜果物販売業	26	18					2	16
	米穀類販売業	18							
	通信販売・訪問販売による販売業	3	1					1	
	コンビニエンスストア	71	16					13	3
	百貨店・総合スーパー	19	7					4	3
	自動販売機による販売業(コップ式除く)	43							
	その他の食料・飲料販売業	104	10					4	6
	添加物製造・加工業(法第13条関係の製造除く)								
	いわゆる健康食品の製造・加工業								
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)	3							
	農産保存食料品製造・加工業	4							
	調味料製造・加工業	2	1					1	
	糖類製造・加工業								
	精穀・製粉業	3							
	製茶業								
	海藻製造・加工業	1							
	卵選別包装業								
	その他の食料品製造・加工業	47	11					10	1
	行商	1							
集団給食施設	学校	11	10					9	1
	病院・診療所	1							
	事業所	6	1					1	
	その他	72							
	器具・容器包装の製造加工業	2	1						1
	露店、仮設店舗等における飲食の提供(非営業)		2						2
	その他								
	R3	1079	125					70	55
	R2								
	R1								

※改正食品衛生法による届出区分変更のため、R3のみ計上

(1) -4 改正食品衛生法に基づく許可を有する市町別営業許可施設数

業種・年度計	市町名	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	その他	計
飲食店営業		68	29	4	7	15	8	2	133
調理機能を有する自動販売機									
食肉販売業		2	2		1	2	1		8
魚介類販売業		3	1	1		1	4	1	11
魚介類競り売り営業									
集乳業									
乳処理業									
特別牛乳搾取処理業									
食肉処理業			1						1
食品の放射線照射業									
菓子製造業		7	3	2		2	3		17
アイスクリーム類製造業					2				2
乳製品製造業									
清涼飲料水製造業									
食肉製品製造業									
水産製品製造業					5		2		7
氷雪製造業									
液卵製造業									
食用油脂製造業									
みそ又はしょうゆ製造業						1			1
酒類製造業		1			1				2
豆腐製造業									
納豆製造業									
麺類製造業		1							1
そうざい製造業		4	2	2	1		3		12
複合型そうざい製造業									
冷凍食品製造業						1			1
複合型冷凍食品製造業									
漬物製造業		4	5	1	1				11
密封包装食品製造業		1		1			1		3
食品の小分け業									
添加物製造業(法第13条関係)									
R3		91	43	11	18	22	22	3	210
R2									
R1									

(1) -5 旧食品衛生法に基づく許可を有する市町別営業許可施設数

業種・年度計	市町名							計
	五所川原市	つがる市	鯉ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	その他	
飲食店営業	646	182	128	102	79	72	227	1436
菓子製造業	96	55	39	32	20	22	1	265
乳処 理 業			1					1
乳製品製造業			1					1
集 乳 業								
魚介類販売業	41	24	45	41	5	21	22	199
魚介類競り売り営業	3		1	7		2		13
魚肉練り製品製造業				7				7
食品の冷凍又は冷蔵業	1	2		3	1	2		9
かん詰又はびん詰食品製造業	10	5	3	1	6	6		31
喫茶店営業	5	2	1					8
あん類製造業	3	1						4
アイスクリーム類製造業	28	15	6	9	6	5		69
食肉処 理 業	2	3	2		1	1		9
食肉販売業	36	16	10	4	7	5		78
食肉製品製造業	3	1						4
食用油脂製造業						1		1
マーガリン又はショートニング製造業								
みそ製造業	10	12	2	3	1	4		32
しょうゆ製造業	1		1					2
ソース類製造業	3	2	1	1	4	1		12
酒類製造業		3	1		1			5
豆腐製造業	4	4		1	1	1		11
納豆製造業	1	6				1		8
めん類製造業	6	1						7
そうざい製造業	30	34	38	49	4	18		173
添加物製造業	1							1
食品の放射線照射業								
清涼飲料水製造業	5	4	2	1	5	4		21
氷雪製造業	1		1	3		1		6
R3	936	372	283	264	141	167	250	2,413
R2	1,274	584	335	326	218	247	337	3,321
R1	1,320	602	348	354	223	251	385	3,483

注) 臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(2) 食品の収去検査実施状況

不良食品の排除及び適正表示の徹底を図るため、令和3年度は、県内で製造及び流通する食品を収去し、東地方保健所及び環境保健センター等において検査を実施した。

新型コロナウイルス感染症の流行により、収去検査中止が相次ぎ、収去検体数が例年を下回る結果となった。

検査項目		検査した収去検体数			微生物学的検査						理化学検査						放射性物質検査					
					良			不良			良			不良			良			不良		
検体名	年度	3	2	元	3	2	元	3	2	元	3	2	元	3	2	元	3	2	元	3	2	元
		魚介類		3	2	4	2	2	2				1									
冷凍食品	無加熱冷凍食品		1			1																
	凍結前加熱済		1	1		1	1															
	凍結前未加熱			1			1															
	生食用冷凍鮮魚介類食品																					
魚介類加工品		3	3	5		2	2				3	1	3									
肉卵類及びその加工品			1	6		1	2					1	5									
乳製品			1	1		1	1															
乳類加工品																						
アイスクリーム類・氷菓		2	2	2	2	2	2															
穀類及びその加工品		4	7	8	3	5	5				1	2	3									
野菜類・果物・加工品		9	16	27	2	5	5				7	11	22									
菓子類		12	8	14	4	3	6	1			7	5	8									
清涼飲料水		1	4	6	1		1					4	5									
酒精飲料																						
氷雪																						
水																						
缶詰・ビン詰食品																						
その他の食品		8	4	10	7	4	9				1		1									
化学合成添加物																						
乳類		1	2	2	1	1	1				3	3	3									
器具及び容器包装																						
おもちゃ																						
計		43	52	87	22	28	38	1			23	27	50									

(3) 不良食品等の発見及び措置状況

不良食品等の基準等逸脱は2件だった。

営業者に対しては、引き続き不良食品が発生しないよう指導を行った。

食品名等・年度計	区分	不良食品発生件数	消費者の届出	営業者の届出	保健所で発見	発見場所		不良理由					行政措置の状況					
						県内	県外	表示違反	規格基準		カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	設備改善	改善勧告	他の保健所に移送	その他
									細菌	化学								
食品	菓子類	1			1	1						1						1
	乳及び乳製品																	
	食肉及び食肉製品																	
	魚介類及びその加工品																	
	清涼飲料水																	
	麺類																	
	そうざい及びその半製品																	
	その他の食品	1		1		1						1						1
器具及び容器包装																		
R3		2		1	1	2						2						2
R2		8	4	2	2	8		2			2	4						8
R1		9	9			6	3				2	7						9

(4) 行政処分等の状況

令和3年度は、規格基準に係る違反で文書による行政指導が0件であった。

年度	区分	違反件数(実数)	違反内容				違反条項					行政処分等内容					告発		
			異物	法定外添加物	規格基準	表示その他	法六条	法九条	法十条	法十一条	法十九条	法五十二条	禁止	停止	廃業	整備改善		改善勧告	その他
R3																			
R2																			
R1																			

(5) 食中毒発生状況

令和元年度から令和3年度について、食中毒の発生はなかった。

年度	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質／血清型等	原因施設	摂食場所	発生要因
R3											
	R3										
	R2										
	R1										

(6) 食品衛生関係講習会等の実施状況

食品衛生責任者講習会のほか、食中毒防止講習会や農産物等の加工食品に関する衛生講習会等を延べ20回実施し、受講者数は462人であった。

区分		年度	R3	R2	R1
食品衛生責任者	回数		13	7	7
	受講者数		338	229	251
その他	回数		7	3	18
	受講者数		124	57	766
計	回数		20	10	25
	受講者数		462	286	1,017

1-2-2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業施設関係

住民の日常生活と密接な関係にある理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場の生活衛生関係営業について、各々関係法令に基づき確認又は許可事務を行ったほか、施設の衛生確保について監視指導を行った。

(1)-1 生活衛生関係営業施設許可等の状況

許可等・年度	区分	理容所	美容所	ク（取次所再掲） リ（取次所再掲） ニ（取次所再掲） ン（取次所再掲） グ（取次所再掲） 所（取次所再掲）	旅館			公衆浴場			興行場			
					※ 旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	計	一 般	そ の 計 他	常 設	仮 設	計	
許可 (確認)	R3		10	1(0)	1	2		3						
	R2		8						2	2	4			
	R1	4	15	3(2)	1	5		6	2	2	4	1	1	2
廃止	R3	3	11	4(0)	1	3		4	1		1			
	R2	3	10		3			3	3	1	4			
	R1	10	39	17(10)	6			6	3	1	4		1	1

(1)-2 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況

年度	区分	理容所	美容所	ク（取次所再掲） リ（取次所再掲） ニ（取次所再掲） ン（取次所再掲） グ（取次所再掲） 所（取次所再掲）	旅館			公衆浴場		常設興行場
					※ 旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	一 般	そ の 他	
R3		74	123	22(5)	21	18		27	16	3
R2		64	134	24(20)	25	12		19	9	3
R1		98	124	30(7)	46	22		42	42	7

(1) - 3 生活衛生関係市町営業施設数

区分 市町名・年度	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場			常 設 興 行 場
				ホ テ ル	旅 館 ・ 簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	
五所川原市	91	177	37(18)	23	23		46	10	8	18	7
つがる市	58	67	15(9)	8	2		10	12	4	16	2
鱒ヶ沢町	22	27	5(2)	7	9		16	4	5	9	1
深浦町	16	21	2	9	11		20	4	3	7	
鶴田町	20	27	6(2)	4	1		5	5	4	9	
中泊町	21	32	4(1)	6	6		12	1		1	1
R3	228	351	69(32)	57	52		109	36	24	60	11
R2	231	352	72(32)	57	53		110	37	24	61	11
R1	234	354	87(40)	60	53		113	39	23	62	11

(2) 水道及び飲料水関係

水道法、青森県小規模水道規制条例及び青森県飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲料水の衛生確保を図るため立ち入り検査を実施し、施設の適正維持管理の徹底及び水質検査の励行について、監視指導を行った。

なお、飲用井戸については、営業許可台帳及び管内市町の協力を得ながら施設の実態把握に努めた。

各種水道施設の状況

区分 市町名・年度	上 水 道	簡 易 水 道	専 用 水 道	小 規 模 水 道	飲用井戸		簡 易 専 用 水 道	水 道 小 規 模 受 水 槽	計
					一 般	業 務 用			
五所川原市	2		1	15					18
つがる市	1		1	5					7
鱒ヶ沢町	1	※	1	12	40	19		2	75
深浦町	1			8	118	19	3	5	154
鶴田町	1			1	1	2	2	2	9
中泊町	1			1	27	8		3	40
R3	7	※	3	42	186	48	5	12	303
R2	7	※	3	44	248	47	5	13	367
R1	7	※	3	44	248	46	4	13	365

注) 平成25年度から、飲用井戸及び簡易専用水道に係る事務が市に権限移譲され、更に平成28年度からは鱒ヶ沢町の3つの簡易水道が上水道に統合され、簡易専用水道に係る事務も権限移譲された。また、中泊町については、簡易専用水道に係る事務のみ権限移譲されている。

(3) 建築物衛生関係

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、多数の人が使用し、又は利用する一定規模以上の特定建築物について立入検査を実施し、建築物の空気環境、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ昆虫等の防除等環境衛生の維持に関する事項について指導を行った。

また、建築物清掃業及び建築物飲料水貯水槽清掃業等事業者の登録指導を行った。

(3) - 1 特定建築物施設数及び監視指導件数

区分 市町名・年度	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
五所川原市	1		10(3)	5(1)		3	3	22(4)
つがる市			4(2)	1(1)			1(1)	6(4)
鱒ヶ沢町				1(1)		2(1)	1(1)	4(3)
深浦町				2				2
鶴田町			1	1				2
中泊町				1			1	2
R3	1		15(5)	11(3)		5(1)	6(2)	38(11)
R2	1(1)		15(6)	11(4)		5	6(1)	38(12)
R1	1		14(4)	11(2)		5	6(5)	37(14)

注) ()内は監視指導件数である。

(3) - 2 建築物衛生に係る登録営業所数

区分 年度	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質検 査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ 昆虫等 防除業	建築物 環境衛 生総合 管理業	計
R3	9(1)	2(1)			8(4)	1	3(2)	1	24(8)
R2	9	2			8(2)	1	3	1	24(2)
R1	9(1)	2			8(1)	1	3	1(1)	24(3)

注) ()内は監視指導件数である。

(4) その他の施設関係

市町名・年度	区分	遊泳用プール	火 葬 場	墓 地	納 骨 堂
五所川原市		3	3	173	3
つがる市		1	2	133	
鱒ヶ沢町		1	1	108	
深浦町			1	36	1
鶴田町		1	1	36	
中泊町		1	2	42	3
R3		7	10	528	7
R2		7	10	528	7
R1		9	10	534	7

※学校プール以外の遊泳用プール

1-2-3 化製場等関係

死亡獣畜の適正な処理について関係機関を通じて指導している。

死亡獣畜取扱場の設置状況

市町名・年度	区分	焼却	埋却	設置年
五所川原市				
つがる市		1		昭和61年
鱒ヶ沢町				
深浦町				
鶴田町				
中泊町				
R3		1		
R2		1		
R1		1		

1-2-4 温泉関係

温泉利用施設については所要の監視・指導を行った。

また、温泉法に基づく温泉の掘削、動力装置及び利用許可に際し、申請に基づいて調査等を実施した。

(1) 温泉（源泉）及び利用施設の監視指導状況

区分 年度	合 計	源泉・掘削 ・動力(増掘)	利用施設	備 考
R3	150	16	134	
R2	96	18	82	
R1	100	13	87	

(2) 温泉（源泉）数及び許可の状況

市町名	区分 年度	温泉数	掘削申請 (掘削許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)
五所川原市	R3	47				
	R2	47	1(1)			6(6)
	R1	47			1(1)	11(11)
つがる市	R3	27	1(1)			
	R2	27				
	R1	27				
鱒ヶ沢町	R3	11				
	R2	11				
	R1	11				
深 浦 町	R3	14				
	R2	14				
	R1	14				
鶴 田 町	R3	16			1(1)	
	R2	16	1(1)			
	R1	16				
中 泊 町	R3	8			1(1)	
	R2	8	1(1)			
	R1	8				
計	R3	123	1(1)		2(2)	
	R2	123	3(3)			6(6)
	R1	123			1(1)	11(11)

1-3 健康増進課関係業務

1-3-1 健康づくり事業関係

(1) 「健康あおもり 21 西北五地域計画」の推進

西北五地域では、平成 14 年 3 月に早世の減少と健康寿命の延伸を全体目標に掲げ「健康あおもり 21 西北五地域計画」を策定し、健康づくり運動を進めてきた。計画の最終評価を踏まえて、「早世の減少と健康寿命の延伸」を全体目標に掲げ、平成 25 年度を初年度とする令和 5 年度までの新たな「健康あおもり 21（第 2 次）西北五地域計画」を策定し、健康づくり運動を進めている。

(1)-1 西北五地域保健医療推進協議会における協議

新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、資料提供で対応した。

(1)-2 市町健康づくり推進協議会への出席

各市町の健康づくり推進協議会に代理出席及びオブザーバー出席した。

市町名	開催月日	出席者
五所川原市	令和 4 年 3 月 17 日	地区担当保健師（オブザーバー）
深 浦 町	令和 4 年 3 月 14 日	健康増進課長（所長代理）
中 泊 町	令和 3 年 7 月 15 日	健康増進課長（所長代理）

(2) 市町の特定健康診査に係る地域診断事業

内容

- ① 特定健診データ分析ツールを用いて管内市町の特定健診並びに健診・レセプトデータの項目別集計、分析報告
- ② 特定健診・レセプトデータ分析結果の還元
（保健活動打合せ時に資料提供）

(3) 喫煙対策事業関係

(3)-1 健康あおもり推進隊「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）」・「空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）」推進事業

① 対象

多数の者が利用し、受動喫煙防止対策を実施する施設及び車両
（官公庁、教育施設、医療施設、福祉施設、事業所、飲食店、タクシー 等）

② 内容

- ・ 対象施設に対して、受動喫煙防止の措置を講ずるよう促しながら事業を周知し、登録制度の普及を促進する。
- ・ 届出書の受理後、現地調査及び書面調査を行い、受動喫煙防止対策の実施状況を確認し、基準を満たしている施設及び車両を認証し、適合証を交付する。
- ・ 保健総室ホームページにおいて、掲載希望施設の施設名及び車両名を公表する。

③ 認証数

698 施設及び車両（令和 4 年 3 月末現在）

内訳：官公庁 25、文化施設 15、教育・保育施設 138、医療施設（含む薬局）78、福祉・介護施設 49、体育施設 4、事業所 89、飲食店 37、宿泊施設 2、その他施設 28、タクシー等 233

(3) -2 普及啓発活動

- ①健康教育 → (4) -3 健康教育の実施 参照
- ②「世界禁煙デー（毎年5月31日）」及び「禁煙週間（毎年5月31日から6月6日まで）」の取り組み
- ③喫煙予防・受動喫煙防止対策について普及啓発
- ④禁煙に関する教材の貸し出し

(3) -3 施設の受動喫煙防止対策のサポート

- ・改正健康増進法に関する相談対応、違反時の立入検査の実施 等

(4) 地域・職域関係

当地域は、がん、循環器疾患、糖尿病に関する健康課題があり、特に働き盛りの男性の早世が、当地域の平均寿命が短い要因となっており働き盛りの者の健やか力(健康教養)の向上が急務となっている。

平成26～27年度に、事業所に対する特定健診、がん検診の受診率向上に向けた働きかけを行い、平成29年度に働きかけを行った事業所を対象に、健康づくり対策の現状を把握するためにアンケート調査を実施した。平成30～令和元年度には、アンケート調査に回答した事業所数か所に訪問し、調査結果を説明するとともに健康づくりへの取組を働きかけた。

平成28年度からは、五所川原労働基準監督署と連携し、事業所の衛生管理者を対象とした研修会で受動喫煙防止対策、青森県健康経営認定制度等について説明し、健康づくりへの取組を働きかけている。

(4) -1 地域・職域連携推進協議会

例年、保健医療対策推進協議会保健対策部会と併催して開催しているが、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、書面開催となった。

(4) -2 事業所における健康づくり取組状況調査の実施

令和2年9月に西北地域の中小事業所における健康づくりの取組状況及び受動喫煙防止対策実施状況を明らかにするため、五所川原労働基準監督署協力のもと、建設業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉の6業種に対しアンケート調査を実施した（回答率48.1%）。

令和3年度は、令和2年度に実施したアンケート調査の結果をとりまとめ、保健医療対策推進協議会委員へ書面で情報提供した。

(4) -3 健康教育の実施

下記において、青森県の健康課題、受動喫煙防止対策を内容とした講話を実施した。

- ・食品衛生責任者講習会（全12回）参加者計 316名
- ・働き方改革説明会（全7回）参加者計 77名

(5) 西北地方保健協力員連絡会・研修会

管内市町の保健協力員活動の情報交換や地域における健康問題等について研修を行い、協力員の資質の向上と地域活動の交流を図る。

1	月 日	令和3年5月7日（金） 10:00～12:00
	場 所	五所川原保健所 会議室
	参集範囲	保健協力員代表者、管内市町担当者
	内 容	第1回保健協力員代表者会議 (1) 令和2年度西北地方保健協力員連絡会事業実施状況について (2) 令和3年度西北地方保健協力員連絡会事業計画（案）及び予算（案）について (3) 令和3年度管内市町の保健協力員活動計画について (4) 令和3年度西北地方保健協力員連絡・研修会について (5) その他
2	月 日	令和3年8月31日（火） 13:30～15:00
	開催場所	各市町会場
	参集範囲	管内市町保健協力員、管内市町担当者
	内 容	令和3年度西北地方保健協力員連絡・研修会 講演：テーマ「ストレスとの上手な付き合い方」 講師：秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻 准教授 佐々木 久長 氏 参加者：98名 方法：Zoomによるリモート形式
3	月 日	令和4年1月20日（木） 10:00～12:00
	場 所	五所川原保健所 会議室
	参集範囲	保健協力員代表者、管内市町担当者
	内 容	第2回保健協力員代表者会議 (1) 令和3年度西北地方保健協力員連絡・研修会実施状況について (2) 令和4年度西北地方保健協力員連絡・研修会のテーマ、実施方法等について (3) その他

1-3-2 母子保健事業関係

(1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

(1)-1 療育指導状況 (単位：件数)

	相 談	訪問指導	電話相談
実件数	13	2	4
延件数	38	2	4

(2) 妊産婦支援体制整備事業

(2)-1 母子保健ネットワーク会議

本会議は毎年度開催されており、管内市町及び産科医療機関等を参集し、管内の母子保健に関する課題について、情報共有・意見交換等を行っている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、資料提供のみとした。

年月日	令和4年3月30日付で送付。
対 象	管内市町、産科医療機関及び助産所管理者（4か所）、青森県看護協会関係者
内 容	(1) 管内妊婦連絡票集計結果 (2) 管内要連絡・指導妊婦連絡票集計結果 (3) 令和2年度産後再喫煙調査結果 (4) 事前アンケート集計結果について (5) 鱒ヶ沢町における産後ケア事業の取り組みについて

(2)-2 乳児死亡調査

- ・令和3年度：0件

(3) 女性健康支援事業

思春期から更年期に至る女性を対象に、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう、気軽に相談することができる健康相談を行っている。令和元年度より、定期相談が無くなり随時相談のみとなった。

- ・令和3年度相談件数：1件

(4) 青森県特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図っている。

- ・令和3年度申請延件数 90件

1-3-3 歯科保健事業関係

(1) 親と子のよい歯のコンクール

幼児や父母及び地域社会の歯科保健への関心を高めるため、健康な歯をもつ親子を表彰し、親子歯科保健の推進を図る。

<第1次審査（五所川原保健所における審査）>

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。

1-3-4 栄養改善指導事業関係

(1) 給食施設栄養管理指導事業

特定多数の者に食事を提供する施設に対し、巡回指導及び研修等を行い、栄養効果の十分な給食の実施、給食従事者の栄養に関する知識の向上等を図る。

(1)-1 巡回指導状況

(単位：件)

施設数	特定給食施設		その他の給食施設		総計
	1回100食以上又は 1日250食以上		1回45食以上又は 1日90食以上		
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
巡回指導延施設数	30	2	47	14	93
対象施設数	34	2	51	14	101

(1)-2 研修会

1	事業名	給食業務担当者研修会
	開催年月日	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止とした。
	場所	
	出席者	
	内容	

(2) 市町栄養改善業務支援事業

市町が行う栄養改善業務の実施に関する連絡調整及び栄養改善業務に従事する者の資質の向上を図る。

1	事業名	連絡調整会議
	開催年月日	令和4年2月1日(火)
	開催方法	オンライン開催
	出席者	管内行政栄養士及び栄養改善業務担当者並びに防災担当者 6市町15名
	内容	1 「災害時における栄養・食生活支援」 (1)各市町における体制整備状況 (2)非常時における食料備蓄 2 「3歳児肥満度調査結果から考える各市町の小児肥満の現状」
2	事業名	研修会
	開催年月日	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止とした。
	場所	
	出席者	
	内容	

(3) 青森のおいしい健康応援店認定事業

外食利用者が健康(エネルギー調整、減塩、野菜摂取)に配慮した料理を適切に選択できるように、健康応援店の拡大を図る。

(令和4年3月31日現在)(単位:件)

市町名	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	計
認定店数							
延認定店数	9	3	2			1	15

1-3-5 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進

地域住民が住み慣れた地域で健やかに生きがいを持って生活していけるように、利用者の視点に立って、保健・医療・福祉サービスが必要な時に適切な内容で、総合的・一体的に提供される保健・医療・福祉包括ケアシステムという)の推進を図った。

(1) 医療介護連携調整実証事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町の在宅医療・介護連携推進事業の取組みの支援として、当管内における入退院調整ルールを策定した。

会議名・日時・場所	内容	参加者
市町担当会議 令和3年10月14日(木) 10時~11時 五所川原保健所 会議室	1 情報提供 令和3年度『入退院調整ルール』アンケートの結果について 2 意見交換 『入退院調整ルール』の効果的運用について、管内市町の在宅医療・介護連携推進事業の実施状況について 3 その他 病院窓口変更のお知らせ、今後のスケジュール	市町担当課、 地域包括支援センター
『病院・ケアマネ協議』 令和3年12月 (書面開催)	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い書面開催とした。 <内容> 1 報告事項 令和3年度『入退院調整ルール』の効果的運用にむけて 2 協議事項 『入退院調整ルール』の効果的運用にむけて 3 情報提供 管内市町の在宅医療・介護連携推進事業の実施状況について、『入退院調整ルール』手引きの病院相談窓口の一部修正について	管内8病院、 青森県介護支援専門員協会西北五支部、 ケアマネ代表者、 西北五医師会、 市町担当課、 地域包括支援センター

(2) 市町村支援

要保護児童対策地域協議会等に出席し、市町の課題等を整理し助言した。

1-3-6 精神保健福祉関係

(1) 精神障害者の申請・通報・届出

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出は 20 件であった。

<申請・通報・届出状況>

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)(単位：件)

区 分	調査により指定 医の診察の必要 がないと認めた 者	指定医の診察を受けた者			計
		精神障害者		精神障害者 でなかった 者	
		法第 29 条該 当症状の者	法第 29 条該 当症状でな かった者		
一般の申請					
警察官の通報	8	4	3		15
検察官の通報	5				5
保護観察所長の通報					
矯正施設の長の通報					
病院の管理者の届出					
合 計	13	4	3		20

(2) 医療状況

(2)-1 医療保護入院

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護の必要があり、その家族等のうちいずれかの者の同意があると認めたものにつき、患者本人の同意がなくても入院させることができる制度である。

医療保護入院は、令和3年度は延べ247人であった。

(2)-2 自立支援医療費（精神通院）制度

精神障害者の通院医療を促進し、かつ、適正な医療を普及させるため、通院医療に要する費用を公費で一部負担する制度。

令和3年度末の受給者数は、2,641人となっている。

①入院・通院状況（精神病院月報より）

(各年度3月31日現在)(単位：人)

区分 年度	入 院					自立支援医療 費制度受給者 数
	合 計	措 置	医療保護	任 意	そ の 他 の 入院	
R3	137		106	31		2,641
R2	137	1	99	37		2,510
R1	150		116	34		2,453
H30	146		105	41		2,354
H29	146		109	37		2,309

疾患別の入院患者数は、統合失調症、脳器質性精神病、躁うつ病が多くなっている。

②疾患別入院患者数（精神病院月報より） （各年度3月31日現在）(単位：人)

病名	年度	R3	R2	R1	H30	H29
統合失調症		78	86	84	77	83
躁うつ病		10	6	13	17	14
精神神経症		3	2	1		3
精神病質						
精神遅滞			1	1	2	4
てんかん		3	4	5	3	4
中毒性精神病		3	3	7	5	2
脳器質性精神病		37	35	38	40	36
その他の精神病		3		1	2	
合計		137	137	150	146	146

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(3) -1 精神障害者保健福祉手帳制度

精神障害者に障害者手帳を交付することにより、各方面からの協力と各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図った。

<交付状況>

(令和4年3月31日現在)(単位：人)

市町名	区分	手帳所持者数 (R3)				R2 所持者数	R1 所持者数
		合計	1級	2級	3級		
合計		1,450	390	911	149	1,375	1,377
五所川原市		744	182	492	70	720	693
つがる市		265	73	163	29	250	260
鱒ヶ沢町		109	37	57	15	96	102
深浦町		86	27	49	10	84	87
鶴田町		133	31	84	18	119	125
中泊町		113	40	66	7	106	110

(4) 管内精神障害者数の状況

(4) -1 市町別・年齢階層別

(令和4年3月31日現在)(単位：人)

市町名	区分	総計	～19歳	20歳～64歳	65歳～
合計		2,641	80	1,434	1,127
五所川原市		1,254	52	679	523
つがる市		609	17	342	250
鱒ヶ沢町		216	5	103	108
深浦町		139	2	70	67
鶴田町		218	3	126	89
中泊町		205	1	114	90

注：自立支援医療費制度利用により当所で把握しているものから集計。

(4) - 2 市町別・疾病別精神障害者数

(令和4年3月31日現在)(単位:人)

疾患名		五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	計
F0	症状性を含む器質性精神障害	41	22	14	9	10	13	109
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	23	20	7	5	7	8	70
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	468	192	90	61	78	81	970
F3	気分(感情)障害	341	174	47	22	53	52	689
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	47	25	13	4	15	10	114
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	2						2
F6	成人の人格及び行動の障害	3	5	1	2	2	3	16
F7	精神遅滞	26	20	8	5	5	6	70
F8	心理的発達の障害	84	35	10	5	10	11	155
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	26	10	1	1	5	1	44
G40	てんかん	112	68	11	20	20	9	240
その他		81	38	14	5	13	11	162
合計		1,254	609	216	139	218	205	2,641

注 自立支援医療費制度利用により当所で把握しているものから集計。

(5) 精神保健福祉相談状況

精神保健福祉法第47条に基づき、保健所精神保健業務の一環として、患者及びその家族に対し精神疾患などに関する相談・指導等を行い、精神保健福祉の向上を図ることを目的に実施している。

定期、随時相談の利用状況は令和2年度よりも減少した。相談内容は、「生活指導等について」や「性格・行動上のこと」の相談が多い状況であった。

① 嘱託医による定期相談（月1回）

実施日時：第2木曜日 13:00～14:00

嘱託医：布施病院精神科医師 臼谷 心平

相談状況：令和3年度は5件（実）の相談があった。

② 保健師による来所及び電話相談（随時）

（単位：件）

内容 方法	合計	受診・入院について	通院・服薬について	生活指導等について	経済的な問題のこと	性格・行動上のこと	患者への接し方	アルコールについて	薬物について	人間関係について	施設入所について	社会復帰について	福祉サービスの利用	ひきこもり	その他	自殺関連（再掲）	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
																	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
来所	定期	5		2		2	1										3	11	10	13
	随時	14	2		3		3		2					1	3		29	41	35	41
電話		114	22	7	11		2	1	9		18	1			43		86	122	118	125
合計		133	24	7	16		7	2	11		18	1		1	46		118	174	163	179

(6) 訪問指導状況

精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族、関係者からの訪問依頼があった対象者を優先して訪問している。

(6) - 1 訪問対象

訪問対象は主治医等から依頼された方、関係機関等から連絡を受けた方、精神保健福祉相談後に必要と思われる方、患者本人及び家族から依頼された方、その他必要と思われる方等となっている。

(6) - 2 訪問指導状況

- ・主に治療状況や受診に関することが多い。
- ・緊急性の高いケースや処遇困難ケース等は、関係機関と連携をとりながら対応している。

<訪問指導の状況> ※訪問件数については延件数を記載 (単位：件)

年度	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27
訪問件数	61	46	42	32	40	92	103

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めている。構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村等と重層的な連携支援ができるような体制を整備する必要がある。

①精神障害者地域生活支援に関する打合せ会の実施

開催日時：令和3年11月15日

内 容：「地域移行・地域定着支援の現状と課題」と「今後の進め方」について協議

②令和3年度五所川原保健所地域生活支援広域調整会議

※新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和3年度は開催を控えることとした。

③つがる西北五広域連合地域自立支援協議会との連携

・同協議会総会及び幹事会は、1回開催されたが、新型コロナウイルス感染症業務の都合により出席なし。

※相談支援部会、精神保健福祉部会は中止のため、出席なし。

(8) 自殺対策

本県の自殺率は、全国的にみて高い状況にあり、自殺対策の継続的な推進が必要とされており、自殺対策を効果的に実施するために、様々な分野とのネットワークを構築し、総合的な自殺対策の推進を図ることを目的に実施している。

ア. 西北地域自殺対策ネットワーク連絡会

開催年月日	場 所	内 容	対象者	通知数
令和4年2月 (書面開催)		○情報提供（資料送付） ・事前アンケートで把握した、以下の内容について、提供した。 ①管内市町から会議の開催状況、基本施策・重点施策等の工夫点・課題について ②意見交換として、「警察署や消防署と自殺対策主管課との連携方法」	管内市町	6

イ. 普及啓発活動

精神障害についての正しい知識の普及及び精神障害者の社会復帰・自立及び社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めることを目的に広報活動等を通じて実施している。

1. 西北地域こころの相談窓口一覧表の作成、配布、ホームページへの掲載
2. 自殺予防週間（9月）：のぼり旗等の設置
3. 自殺対策強化月間（3月）：のぼり旗の設置

ウ. 心の健康づくり事業（健康教育等）

内容：依頼を受け、こころの健康教室を実施。

※令和3年度は依頼なし。

(9) 組織育成

(9) -1 西北五精神障害者家族会連合会

精神障害者の家族が相互に学び、支え合うとともに、精神障害に対する正しい理解を進める等、地域精神保健福祉の向上を図るための活動を行う家族会連合会の運営について側面から支援している。

① 管内の家族会 (6 団体)

家族会名	市 町 等	家族会名	市 町 等
さくらの会	五所川原市	あじさいの会	中泊町
やすらぎの会	鱒ヶ沢町	ひづる飛鶴会	鶴田町
こま木馬の会	つがる市	はばたけ友の会	共生会

② 西北五地区精神障害者家族学習交流会

西北五精神障害者家族会連合会が事務局となり、精神障害者及び家族同士の親睦交流を深めている。

実行委員会、学習会交流会については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。令和 4 年度の家族学習会交流会については令和 3 年度に予定していた鶴田町で開催予定。

(9) -2 当事者会

当事者同士の交流を通して、自発性と自主性を促し、生活の質を向上し、社会参加できるように支援活動を行っている。

① 管内の当事者会 (5 団体)

当事者会名	所在市町
バラの会	五所川原市
希望の会	つがる市
白神サークル	深浦町
太陽の会	鱒ヶ沢町
あじさいの会	中泊町

(10) 関係機関等連絡会議及び研修等

(10) -1 ケース検討会議

処遇困難ケース及び心神喪失者等医療観察法による保護観察ケースのケア会議を通して、関係者の連携体制の強化を図り、市町をはじめ医療機関、地域包括支援センター、サービス提供事業所等、関係者のチーム支援による地域生活支援の充実に努めている。

ケース会議開催状況は、つがる市で 1 回開催 (1 ケース)、鶴田町で 3 回開催 (2 ケース)、中泊町 1 回開催 (1 ケース) だった。

ケースの内訳は、処遇困難ケース 4 名だった。

ケースの住所地		開催年月日	場 所	内 容	参加数
五所川原市	1	令和 3 年 6 月 18 日	布施病院	退院に向けた支援検討	7 名
	2	令和 4 年 1 月 26 日	つがる総合病院	退院に向けた支援検討	6 名
つがる市	3	令和 3 年 7 月 19 日	つがる市生涯学習交流センター	個別ケア会議	6 名
	4	令和 3 年 10 月 21 日	弘前愛成会病院	退院に向けた支援検討	6 名
	5	令和 4 年 1 月 25 日	弘前愛成会病院	退院に向けた支援検討	4 名

鱒ヶ沢町	6	令和4年9月14日	布施病院	退院に向けた支援検討	10名
鶴田町	7	令和3年6月22日	青森県立つくしが丘病院	退院に向けた支援検討	6名
	8	令和3年10月1日	鶴田町役場	ケース会議	7名
	9	令和4年1月18日	鶴田町役場	ケア会議	4名
	10	令和4年3月24日	鶴田町役場	ケース会議	10名
中泊町	11	令和3年4月23日	青森県立つくしが丘病院	関係者会議	8名
	12	令和3年7月7日	弘前愛成会病院	退院に向けた支援検討	10名

1-3-7 難病関係

(1) 特定疾患治療研究事業

特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的に患者の一部自己負担部分を除く医療費の給付を行う。

なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づく指定難病医療費助成制度が平成27年1月1日に施行されたことに伴い、旧特定疾患56疾患のうち難病法に移行されなかった5疾患（スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）、重症多形滲出性紅斑（急性期））が、現在は対象となっている。

令和4年3月31日現在、管内に受給者はいない。

(2) 指定難病医療費助成制度

平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づく難病のうち、国が定めた基準に該当する指定難病338疾病に対し、患者の医療費の負担軽減を目的として、その治療に係る医療費の一部を助成している。

(2)-1 疾病・市町別特定医療受給者証（難病法に基づく受給者証）所持者数

（令和4年3月31日現在）（単位：人）

告示番号	疾病名	合計	市五所川原	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
1	球脊髄性筋萎縮症	1						1
2	筋萎縮性側索硬化症	14	5	6	1		1	1
3	脊髄性筋萎縮症	1	1					
5	進行性核上性麻痺	3	1	1				1
6	パーキンソン病	158	69	40	11	7	16	15
7	大脳皮質基底核変性症	2	2					
11	重症筋無力症	29	12	10		3	1	3
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	29	13	7	2	2		5
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	8	3	2	1	0	2	
15	封入体筋炎	1				1		
17	多系統萎縮症	21	10	9		1	1	

18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	43	16	15	4	3	2	3
22	もやもや病	16	7	6		1		2
23	プリオン病	1	1					
28	全身性アミロイドーシス	4	1	3				
34	神経線維腫症	5	1	2		2		
35	天疱瘡	4		2	1		1	
36	表皮水疱症	1					1	
37	膿疱性乾癬（汎発型）	1						1
40	高安動脈炎	7	4				2	1
41	巨細胞性動脈炎	2		2				
43	顕微鏡的多発血管炎	7	4	1			2	
44	多発血管炎性肉芽腫症	2	1		1			
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	2	1			1	
46	悪性関節リウマチ	81	35	29	4	2	7	4
47	バージャー病	9	3	4		1		1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	2	1				
49	全身性エリテマトーデス	64	30	18	5	2	6	3
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	28	16	2	3	3	3	1
51	全身性強皮症	36	13	10	3	4	6	
52	混合性結合組織病	13	6	2	2		1	2
53	シェーグレン症候群	12	6	2		1	2	1
54	成人スチル病	3	2					1
55	再発性多発軟骨炎	1	1					
56	ベーチェット病	34	17	5	3	1	6	2
57	特発性拡張型心筋症	15	5	2	4	2	1	1
58	肥大型心筋症	1					1	
60	再生不良性貧血	5	2	1	1			1
63	特発性血小板減少性紫斑病	19	8	6	1	1		3
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1					1	
65	原発性免疫不全症候群	1		1				
66	IgA腎症	7	2	1	1		2	1
67	多発性嚢胞腎	16	7	4	3		2	
68	黄色靭帯骨化症	6	1	4				1
69	後縦靭帯骨化症	46	12	14	6	6	5	3
70	広範脊柱管狭窄症	3			1	1		1
71	特発性大腿骨頭壊死症	14	4	1	1	2	1	5
72	下垂体性ADH分泌異常症	5	3		1			1
74	下垂体性PRL分泌亢進症	7	3	3				1

75	クッシング病	1				1		
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	7	3			3		1
78	下垂体前葉機能低下症	39	15	9	1	5	6	3
82	先天性副腎低形成症	1						1
84	サルコイドーシス	29	9	9	2		5	4
85	特発性間質性肺炎	21	6	11	1	3		
86	肺動脈性肺高血圧症	3	1	2				
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	2					
90	網膜色素変性症	13	6	2		1	3	1
91	バッド・キアリ症候群	1	1					
93	原発性胆汁性胆管炎	9	1	4	1	1	1	1
94	原発性硬化性胆管炎	1	1					
95	自己免疫性肝炎	4	2				2	
96	クローン病	45	20	11	5	3	1	5
97	潰瘍性大腸炎	109	46	31	13	2	12	5
107	若年性特発性関節炎	2	1				1	
111	先天性ミオパチー	2	1				1	
113	筋ジストロフィー	15	6	6		1	2	
117	脊髄空洞症	2	1				1	
158	結節性硬化症	1	1					
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	1			1		
165	肥厚性皮膚骨膜炎	1					1	
171	ウィルソン病	3	1	2				
193	プラダー・ウィリ症候群	2		1			1	
210	単心室症	1	1					
215	ファロー四徴症	1	1					
222	一次性ネフローゼ症候群	10	6	1	1	1		1
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1					
224	紫斑病性腎炎	1	1					
227	オスラー病	1	1					
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	1					
271	強直性脊椎炎	2	1			1		
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	1	1					
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1					
300	IgG4 関連疾患	4	2				1	1
301	黄斑ジストロフィー	1	1					
306	好酸球性副鼻腔炎	21	6	7	2	2	2	2
計		1155	480	313	86	71	114	91

(3) 青森県難病患者地域支援対策推進事業

難病患者等に対して適切な支援を行い、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ることを目的として、本事業を実施している。

○医療相談事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催は中止した。

○訪問相談事業

医療相談事業等に参加できない重症難病患者や、その家族が抱える日常生活上の療養の悩み等について、訪問相談を行うことを目的に実施している。

年 度	難病患者等訪問相談員数	訪問対象者	訪問相談件数
R3	3人	12人	34件
R2	3人	12人	36件
R1	3人	13人	47件

(4) 保健所保健師による訪問指導及び健康相談

(単位；件)

年 度	訪問指導	健康相談
R3	49	63
R2	61	21
R1	82	95

*健康相談の件数は、特定医療受給者証新規交付時面接件数である。

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問指導及び健康相談件数が大幅に減となっている。

1-3-8 人材育成・市町支援関係

(1) 新任保健師研修

(目的)

新任保健師（保健師専門能力キャリアレベル：A1、A2。詳細は青森県保健師活動指針2019年3月改訂参照）が、保健師の専門能力を発揮し、地域保健活動が展開できるよう、対人支援や保健事業実施のための基本的な実践能力を身につけるとともに、現任教育の体制づくりを推進することを目的とする。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、年2回の開催となった。

1	月 日	令和3年8月30日（月） 10:00~12:00
	場 所	五所川原合同庁舎1階 B・C会議室
	受 講 者	新任保健師11名、市町指導保健師4名
	内 容	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止
2	月 日	令和3年11月8日（月）9:00~13:30
	場 所	五所川原保健所 会議室
	受 講 者	新任保健師11名、市町指導保健師5名
	内 容	1 講義 「地域保健活動における個別支援について」 青森県立保健大学健康科学部看護学科 教授 古川 照美氏 2 事例検討 助言者：青森県立保健大学健康科学部看護学科 教授 古川 照美氏 3 自己紹介、個人目標について（新任保健師のみ）
3	月 日	令和4年3月7日（月）10:00~12:00
	場 所	オンライン開催（ZOOM）
	受 講 者	新任保健師10名、市町指導保健師等6名、トレーナー保健師3名
	内 容	地区視診・地域保健活動報告会（1人10分程度で発表）

(2) 保健所保健師等育成支援事業

(目的)

保健所保健師が行う保健活動について、行政機関で保健活動を経験したことのある退職保健師がトレーナー保健師として新任保健師に直接支援を行い、「地域全体をみる能力」「地域で暮らす人々や資源をつなぐ能力」「地域で動かす能力」等、保健師の専門能力の向上を図り、県全体の地域保健活動の活性化を目指す。

- ・トレーナー保健師による保健所保健師支援状況（令和3年6月～令和4年3月）

活動内容	活動日数
説明会・事前打合せ会、中間評価会、最終評価会	3.0日
家庭訪問	8.0日
健康診査	1.0日
保健指導	1.0日
計	13.0日

- ・その他（トレーナー保健師活動日には計上せず）

トレーナー保健師情報交換会 1回

(3) 青森県新任等保健師育成支援事業

(目的)

市町村新任等保健師が行う保健活動について、行政機関で保健活動を経験したことのある退職保健師がトレーナー保健師として直接支援することにより、「地域全体をみる能力」「地域で暮らす人々や資源をつなぐ能力」「地域を動かす能力」等、保健師の専門能力の向上を図る。

・トレーナー保健師による市町保健師支援状況 (令和3年6月～令和4年2月)

活動内容	活動日数	
	つがる市	深浦町
説明会・事前打合せ会、評価会等	4.5日	7.5日
家庭訪問	9.5日	12.5日
健康相談	1.0日	4.0日
健康教育		1.0日
計	15.0日	25.0日

(4) 初任期行政栄養士研修

(目的)

初任期行政栄養士が、保健行政の機能と栄養士の役割及び保健活動に必要な基本的な知識や技術を習得し、円滑に行政栄養士業務を行えることを目的とする。

直近では令和元年度に、五所川原市新採用管理栄養士に対して他市町(2市町合計4回)の事業見学を企画し、通常業務に活用できる機会の提供を行った。

(5) 看護学生等実習指導関係

地域で生活している人々や環境に対する理解を深めるとともに、保健所の役割、保健師が行う公衆衛生看護活動の基本的な知識・技術・態度、行政栄養士の果たす役割や業務内容について講義及び体験を通して、看護及び管理栄養士の担い手を育成することを目的として、実習を行っている。

施設名	実習内容等
青森県立保健大学看護学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。
弘前医療福祉大学看護学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となったため、大学にて健康増進課長による講義依頼あり。 令和3年10月6日講義「保健所・保健師の機能と役割」
弘前大学	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。
青森県立保健大学栄養学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。
東北女子大学健康栄養学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。
仙台白百合女子大学健康栄養学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。
東北生活文化大学家政学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。
宮城学院女子大学食品栄養学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。
計 7校8学科	

2 福祉子ども総室【西北地方福祉事務所】

2-1 生活保護

(1) 管内の現況

(1)-1 被保護世帯数、被保護人員、保護率

令和3年度の管内の月平均被保護世帯数は802世帯、被保護人員は981人、保護率（人口千人に対する被保護人員の割合）は26.18パーミルとなっている。

被保護世帯数・被保護人員・保護率とも、平成24年度をピークに減少又は横ばい傾向にあったが、令和3年度は令和2年度に比べて被保護人員は変わらないが、被保護世帯数及び保護率は増加している。

(1)-2 扶助別人員

令和3年度の扶助人員をみると、生活扶助は865人で、被保護人員の88.2%が受給している。生活扶助以外では医療扶助897人（91.4%）、住宅扶助452人（46.1%）、介護扶助338人（34.5%）、教育扶助11人（1.1%）となっている。

(1)-3 保護の申請、開始及び廃止の状況

保護申請件数は平成21年度の135件をピークに減少傾向となり、平成27年度以降は100件を下回っていたが、令和元年度は105件と平成30年度に引き続き100件を上回り、令和3年度は104件であった。

保護廃止は91件で、死亡廃止が55件（60.4%）と一番多く、そのうち高齢者世帯の死亡廃止が53件と死亡廃止の96.4%を占めた。就職や働き手の転入など就労による経済的自立の廃止は2件（2.2%）であった。

(1)-4 被保護世帯の構成

世帯類型別にみると、高齢者世帯の割合が高く、令和3年度では全体の71.3%を占めており、このうち高齢者単身世帯が全体の64.6%となっている。母子世帯及び傷病・障害者世帯は、それぞれ0.9%、15.6%となっている。また、労働力類型別でみて働いている者のいない世帯は88.9%となっている。

(1)-5 保護費の状況

令和3年度における保護費の総額は1,211,994千円となっており、支出総額の51.7%（627,073千円）を医療扶助が占め、次いで生活扶助34.2%（414,747千円）となっている。

(1)-6 救護施設入所者の状況

令和4年4月1日現在の保護施設入所者数は12人で、施設別では白鳥ホーム5人、誠幸園4人、まことホーム3人となっている。

(2) 令和3年度保護状況（月平均）

(2)-1 町別保護状況

区分 町名		世帯数 (世帯)	人 員 (人)	保 護 率 (%)	保 護 申 請 (件)	開 始 数		却 下 数 (件)	取 下 数 (件)	廃 止 数	
						件 数 (件)	人 員 (人)			件 数 (件)	人 員 (人)
西 郡	鱒ヶ沢町	233	278	31.33	23	16	20	7	0	24	28
	深浦町	99	117	16.25	24	13	18	11	0	11	11
北 郡	鶴田町	226	281	23.53	36	31	39	4	1	35	38
	中泊町	244	306	32.20	21	18	26	2	1	21	24
西 北 計		802	982	26.18	104	78	103	24	2	91	101

注1 「世帯数」～「保護率」までは年度月平均。

各欄の数値は、年度累計の数値を12分したものであり、端数処理の関係上縦計が一致しない場合がある。

2 「保護申請」～「廃止数」までは年度合計。

(2)-2 被保護人員(保護の種類別)

(単位：人)

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
865	452	11	338	897	0	6	1

(3) 生活保護状況の推移

(3)－1 被保護世帯数の年度別推移

(単位：世帯)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
県	24,065	23,975	23,912	23,741	23,489
西 北	782	782	802	795	802

(3)－2 被保護人数の年度別推移

(単位：人)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
県	29,934	29,593	29,290	28,865	28,358
西 北	994	981	994	981	981

(3)－3 保護率の推移

(単位：%)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国	16.8	16.6	16.4	16.3	16.3
県	23.38	23.40	23.45	23.42	23.15
西 北	23.91	24.16	25.08	25.45	26.18

注 全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(3)－4 医療扶助人員の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
入 院 外	838	836	875	871	862
入 院	37	55	42	34	35
精神病入院 (再 掲)	13	16	13	14	14

(3)－5 保護申請、開始、却下、取下、廃止件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
申請	98	115	105	99	104
開始	79	86	78	81	78
却下	18	26	23	15	24
取下	1	3	4	3	2
廃止	79	68	81	73	91

(3)－6 廃止理由

区分	件数(件)
世帯主の傷病治癒	0
世帯員の傷病治癒	0
死亡	55
失踪	0
就労収入増	2
就労者の転入	0
社会保障給付金増	4
仕送り増	0
親類縁者の引き取り	0
施設入所	4
医療費の他法負担	2
ケース移管	9
その他	15
計	91

(4) 被保護世帯の構成

(4)－1 高齢者世帯の構成比の推移

(単位：％)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国			53.0	54.1	55.1	55.5	55.6
			48.2	49.4	50.4	51.0	51.3
青 森 県	県		58.7	60.3	61.8	63.2	63.8
			53.7	55.3	56.6	58.1	58.8
	市 部		57.7	59.3	60.8	62.3	62.8
			52.9	54.5	55.9	57.5	58.1
	郡 部		63.6	65.2	66.4	67.6	68.6
			57.5	58.9	60.0	61.0	62.1
	西 北		66.5	67.6	68.5	69.3	71.3
			60.2	61.2	62.1	62.0	64.6

注1 数字下段は、高齢単身者世帯

2 全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－2 母子世帯の構成比の推移

(単位：％)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国			5.7	5.3	5.0	4.6	4.4
青 森 県	県		3.0	2.8	2.5	2.3	2.1
	市 部		3.2	2.9	2.7	2.4	2.2
	郡 部		2.3	2.0	1.7	1.6	1.3
	西 北		2.4	1.8	1.2	1.3	0.9

全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－3 傷病・障害者世帯の構成比の推移

(単位：％)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国			25.7	25.3	25.0	24.8	24.8
青 森 県	県		24.6	23.7	22.8	21.8	21.4
	市 部		25.4	24.5	23.5	22.5	22.2
	郡 部		21.1	20.0	19.4	18.3	17.8
	西 北		20.3	18.4	17.5	17.0	15.6

全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－4 労働力類型別で働いている者のいない世帯の構成比の推移

(単位：％)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国			84.2	84.4	84.6	85.4	85.5
青 森 県	県		90.5	90.7	90.8	91.2	91.5
	市 部		90.7	90.9	91.0	91.4	91.7
	郡 部		89.7	89.9	90.1	90.4	90.8
	西 北		87.5	87.3	87.8	87.8	88.9

全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－5 保護率の推移

(単位：‰)

町村名		年度	H29	H30	R1	R2	R3
西 郡	鱒ヶ沢町		27.98	28.22	30.09	31.64	31.33
	深浦町		17.14	16.15	15.47	15.62	16.25
北 郡	鶴田町		20.17	20.92	21.74	22.46	23.53
	中泊町		29.73	30.41	31.76	30.86	32.20
西 北 計			23.91	24.16	25.08	25.45	26.18
県 計			23.38	23.40	23.45	23.42	23.15
全 国			16.8	16.6	16.4	16.3	16.3

全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－6 令和3年度生活保護費支給状況

(単位：千円)

区分 町名	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	出産扶助	生業扶助	就労自立 給付金	進学準備 給付金	葬祭扶助	施設 事務費	合計
鱒ヶ沢町	123,376	26,657	120	1,385	108		403			1,093	4,352	157,494
深浦町	50,949	5,610	6	793			88		300	602	7,708	66,056
鶴田町	110,255	27,996	1,027	1,977	3		226	20		210	7,137	148,851
中泊町	130,167	19,601	524	3,044	106		307	71		546	5,651	160,017
合計	414,747	79,864	1,677	7,199 (619,874)	217 (59,702)		1,024	91	300	2,451	24,848	532,418 (679,576)

注1 医療扶助（）内は、社会保険診療報酬支払基金支払分の診療報酬額(別掲)。

注2 介護扶助（）内は、国民健康保険団体連合会支払分の介護報酬額(別掲)。

(4)－7 救護施設入所者状況

(令和4年4月1日現在)(単位：人)

町名	施設名	白鳥ホーム	誠幸園	まことホーム	合計
西郡	鱒ヶ沢町		1	2	3
	深浦町	3			3
北郡	鶴田町	1	2		3
	中泊町	1	1	1	3
合計		5	4	3	12

2-2 母子・寡婦及び父子福祉

(1) 母子及び父子並びに寡婦世帯の概況及び相談指導の活動状況

(1)-1 概況

母子及び父子並びに寡婦世帯に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

(1)-2 相談指導の活動状況

当総室においては母子・父子自立支援員が1名配置され、婦人相談員や担当職員と連携して相談業務を行っているところである。令和3年度の相談指導件数は610件となっており、内訳は、母子（父子、寡婦）福祉資金に関するものが558件と、全体の91.5%を占めている。また、就労支援業務を行い母子・父子自立支援プログラム策定に至ったケースは0件、母子家庭等自立支援給付費補助事業の給付金は1件であった。

・令和3年度母子（父子・寡婦）福祉関係相談業務の実施状況

区分	相談種別	生活一般					児童				経済的支援・生活援護					合計		
		住宅	医療	家庭紛争	就労	養育その他	養育	教育	就職	その他	母子福祉資金	父子福祉資金	寡婦福祉資金	児童扶養手当	生活保護		その他	
相談件数				1	30	2	4		2	1		527	20	11	5	1	6	610
相談回数				1	32	2	5		2	1		615	28	20	5	1	7	719

(2) 母子父子寡婦福祉資金の状況

(2) - 1 貸付

令和3年度の母子福祉資金の貸付決定総額は、前年度より24.3%減の26,936,350円（新規13,155,550円・29件、継続13,780,800円・25件）となっている。そのうち修学資金は18,690,600円（31件）、就学支度資金5,574,800円（14件）で、多くが子どもの修学に関するものである。

また、父子福祉資金の貸付は2,453,000円（新規1,535,000円・3件、継続918,000円・2件）、寡婦福祉資金の貸付は3,404,050円（新規1,352,050円・4件、継続2,052,000円・2件）となっている。

(2) - 2 償還

母子福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より3.25ポイント増の92.18%、過年度分は前年度より3.15ポイント減の12.81%で、全体では前年度より1.12ポイント増の58.44%となっている。

寡婦福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より22.7ポイント増の96.57%、過年度分は前年度より0.76ポイント減の42.37%で、全体では前年度より15.4ポイント増の80.02%となっている。

父子福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より17.94ポイント減の71.34%、過年度分は前年度と変わらず0%で、全体では前年度より16.9ポイント減の54.68%となっている。

・母子父子寡婦福祉資金貸付決定件数

区 分 年 度	事業開始			修学			技能習得			修業			就職支度			医療介護			生活			住宅			転宅			就学支度			合計		
	母 子	父 子	寡 婦																														
平成27年度				18						2			1									1						24		1	46		1
平成28年度				54	2	1	2			2	1								5			1						28	2	1	92	4	3
平成29年度				54	1	2	2			2	2	1	3	1					5									36	1	1	102	5	4
平成30年度				60		2				2	1	1	1						6									25	1		94	1	3
令和元年度				63	1	2				2	1	1	1						3	1		1						15	1	1	84	4	5
令和2年度				54	2	2				4	1	1	3	1	1				2									16	3	1	79	7	5
令和3年度				31	2	2				5	2	2	3	1					1									14	1	1	54	5	6

2-3 女性相談及び配偶者暴力相談関係

当部には婦人相談員1名が配置されており、売春防止法に基づく要保護女子の保護更生を目的とした助言・指導を行っている。このほかにも、離婚、家族関係の崩壊、借金による経済的な破綻、異性間のトラブルなど複雑多岐にわたる相談に応じている。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすことになり、被害者の相談、保護命令の申立や自立のための情報提供と援助を行っている。

(1) 経路別相談受付状況

令和3年度の相談受付件数は51件(実人員)となっており、経路別では本人からの相談が、全体の約70%であった。

(単位：件)

区分	経路	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	縁故者・知人	その他	計
来所・巡回等		19				1	1	6							27
電話		17				2		3	1		1				24
計		36				3	1	9	1		1				51

(2) 相談処理状況

令和3年度の相談処理状況(実人員)は、助言・指導が51件であった。

(単位：件)

区分	処理内容	処理済み実人員(年度中)										指導延件数		
		婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	へ移送 婦人相談所・婦人相談員	他府県の婦人相談所・ 婦人相談員へ移送	その他の関係機関・ 施設へ移送	助言・指導	その他		計	
計											51		51	158

(3) 相談種別受付状況

令和3年度の相談種別（実件数）では、夫等の暴力24件、離婚問題2件、その他（夫等）20件となっており、夫等の関係による相談が約90%を占めていた。

（単位：件）

種別 区分	人間関係																		
	夫等			子ども			親族			交際相手				その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	
	夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする元交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする元交際相手からの暴力						同性の交際相手からの暴力
来所 巡回等	14		1	9				1							2				
電話	10		1	11				1											1
計	24		2	20				2							2				1

種別 区分	経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条関係	合計
	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他							
来所 巡回等															27
電話															24
計															51

(4) 配偶者暴力相談の状況

令和3年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は延べ103件あった。

① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

(単位：件)

	合計 (A)	女性	男性	合計 (B)	加害者との関係				
					配偶者			離婚 済	その 他
					届出有	届出無	届出不明		
来所	34	34		34	28			6	
電話	60	60		60	51			9	
その他	9	9		9	9				
計	103	103		103	88			15	

- ② 第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数 1件
- ③ 第14条第2項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数 0件
- ④ 第6条による通報を受けた件数 0件

2-4 地域共生社会関係

(1) 経過及び現況

2025年の超高齢化時代の到来を間近に控え、県民の誰もが地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現が課題となっており、それぞれの市町村において取組の充実を図る必要がある。

当総室では、各種生活支援サービス等の多様な担い手の確保対策の一環として、社会福祉協議会を中心とした地域の社会福祉法人の連携体制の構築及び社会福祉法人による地域貢献活動を支援している。

(2) 令和3年度の主な取組

R2～3年度の県民局重点事業「社会福祉法人による『青森県型地域共生社会』西北モデル推進事業」を実施し、モデル地域（五所川原市、鶴田町）において社会福祉法人・社会福祉協議会・地域の三者協働による地域貢献活動（西北モデル）を推進するとともに、実証結果の横展開を図ることにより、社会福祉法人の主体的取組や地域が連携して支え合う「互助」の活動の促進を図った。

また、管内の全社会福祉法人を対象として、地域貢献活動に関する実態調査を実施した。（H30年度から毎年実施）

① 社会福祉法人地域ネットワークの構築

モデル地域において、社会福祉法人・行政・地域団体等で組織する地域連携プラットフォームを設置（R2年7月）し、地域課題やニーズの把握、地域連携方策等について定期的に協議し、具体的活動につなげた。

② 社会福祉法人による地域貢献活動モデル実証

モデル地域の社会福祉法人が、地域ニーズ等を踏まえた地域貢献活動を三者協働体制により実施するとともに、活動の課題や効果的な運営方策等の検証を行い、実証結果報告書を作成した。

ア 五所川原こども宅食おすそわけ便

社会的に孤立しがちなひとり親等の子育て世帯に、様々な方法で定期的に食品を届けることを通じて、つながりにくい子育て世帯に必要な支援や情報等を届ける活動

イ 鶴田町暮らしのよりどころ相談所

町内7社会福祉法人に相談窓口を設置し、除雪や買い物等の生活支援のほか、法人の専門性を活かした介護や子育て等の相談を受け付け、地域と連携して問題解決や支援を行う活動

③ 社会福祉法人による地域貢献活動モデル普及促進

モデル市町以外の4市町を訪問し、市町の福祉・企画部門、社会福祉協議会、民生委員協議会長等を対象とした意見交換会を開催し、モデル事業の実施状況を説明するとともに、各地域の課題や取組状況等について意見交換を行った。また、事業の横展開を図っていくため、管内の社会福祉法人、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、市町村、関係団体等の職員を対象として、地域連携プラットフォームの設置・運営状況や地域貢献活動モデルの実証結果についての報告会を2回開催した。

「社会福祉法人による『青森県型地域共生社会』 西北モデル推進事業」活動モデル

多様な主体による「青森県型地域共生社会」の着実な推進

五所川原市

五所川原子ども宅食おすそわけ便

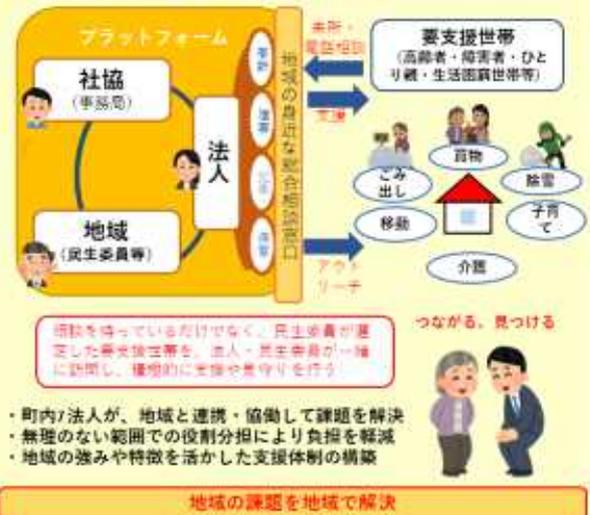
【背景】 コロナ禍による生活困窮者の増加。社会とのつながりが希薄



鶴田町

つなぐ!!つながる!!暮らしのよりどころ相談所

【背景】 除害、買い物、移動等への支援のニーズはあるが、法人単独では人員、予算、専門知識、機材等が不足



西北モデル (社福法人・社協・地域の三者協働による地域貢献活動) の推進

・多様な担い手の確保

・持続可能な社会の実現

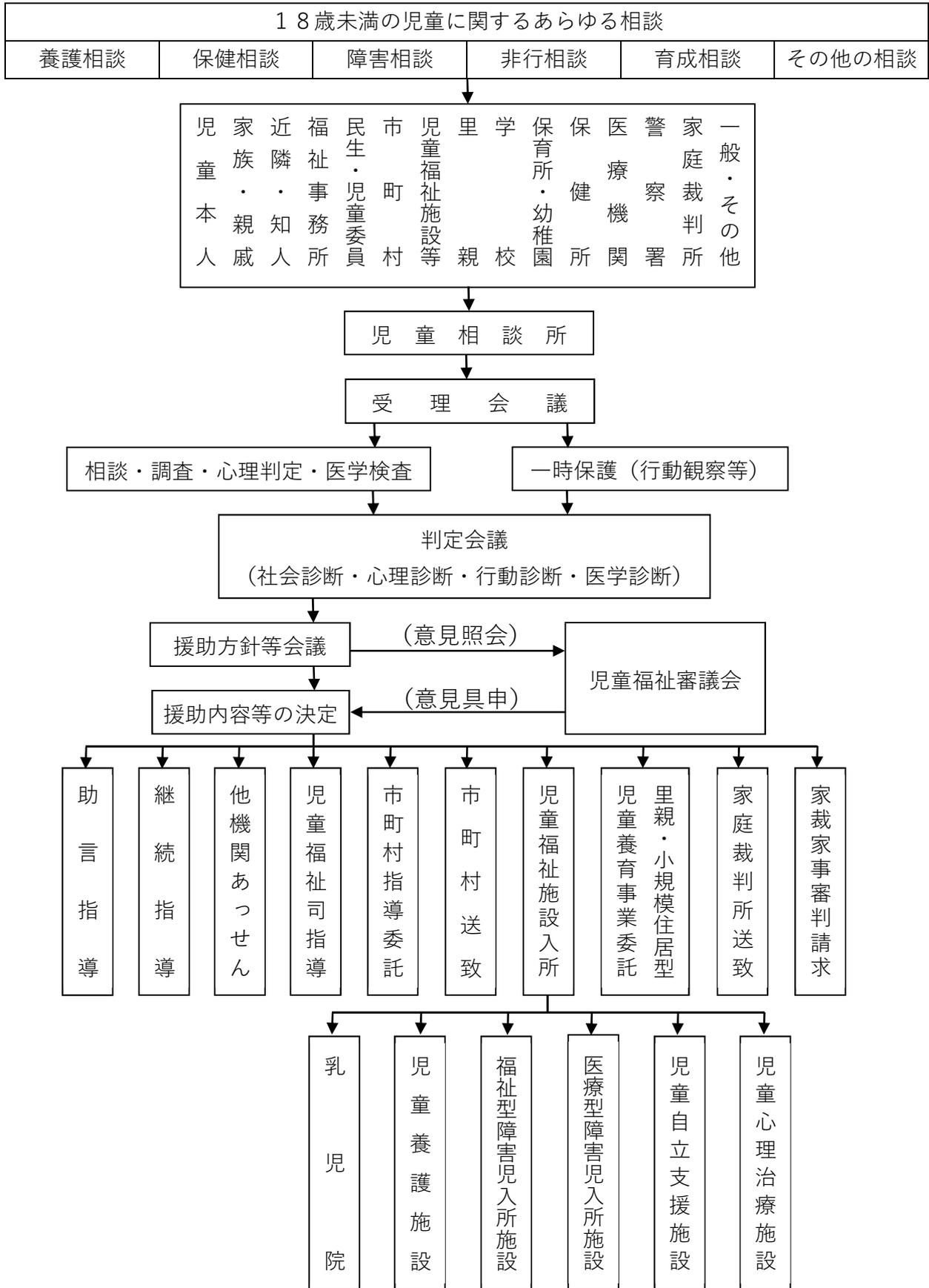
3 福祉子ども総室【五所川原児童相談所】

3-1 児童相談業務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	児童虐待相談	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)に関する相談
	その他の相談	父又は母等の保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たない児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園ならびに保育所在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(2) 業務の流れ



(3) 相談の種類別状況

令和3年度に当所が受け付けた相談の総件数は389件で、前年度の330件に比べ59件の増加となった。「養護」が159件(40.8%)と一番多く、次いで「知的障害」が151件(38.8%)、「性格行動」が29件(7.5%)となっている。

表1 相談の種類別受付件数

種類別	養護	保健	障 害					
			肢 体 不自由	視聴覚 障 害	言語発 達障害	重症心 身障害	知 的 障 害	発 達 障 害
令和3年度 (人)	159		3			1	151	15
管 内 (%)	40.8		0.8			0.3	38.8	3.9
前年度比 (件)	+19		±0			-1	+21	-4

種類別	非 行		育 成			その他	計
	ぐ 犯 行為等	触 法 行為等	性 格 行 動	不登校	適 性		
令和3年度 (人)	2	4	29	13		12	389
管 内 (%)	0.5	1.0	7.5	3.3		3.1	100.0
前年度比 (件)	±0	+4	+13	+5		+4	+59

(4) 相談の経路別受付状況

「家族・親戚」からの相談が190件(48.8%)で最も多く、次いで「警察等」からの相談が74件(19.0%)、「学校」からの相談が17件(4.4%)となっている。

表2 相談の種類別受付件数

相談経路		件数	割合(%)	相談経路	件数	割合(%)
県	児童相談所	15	3.9	保健所		
	福祉事務所			医療機関	9	2.3
	その他	21	5.4	学 校	17	4.4
市町村	福祉事務所	7	1.8	教育委員会等	1	0.3
	保健センター			里 親	2	0.5
	その他	17	4.4	家族・親戚	190	48.8
保 育 所	6	1.5	近 隣・知 人	5	1.3	
児童福祉施設	8	2.0	児 童 本 人	4	1.0	
指定発達支援医療機関			そ の 他	5	1.3	
認定こども園	1	0.3	計	389	100.0	
警 察 等	74	19.0	(再掲)	巡回相談		
家庭裁判所	7	1.8		電話相談	35	9.0

(5) 相談の措置及び処理状況

相談に対し措置及び処理した件数は382件で、「助言指導」が285件(74.6%)と一番多く、次いで「障害児施設の利用契約」が13件(3.4%)、「他機関あっせん」が6件(1.5%)となっている。

表3 相談の措置及び処理件数

区 分	件 数	割合(%)	区 分	件 数	割合(%)
助 言 指 導	285	74.6	児 童 福 祉 施 設 入 所	1	0.3
継 続 指 導	3	0.8	里 親 委 託	1	0.3
他 機 関 あ っ せ ん	6	1.5	家 庭 裁 判 所 送 致		
児 童 福 祉 司 指 導	5	1.3	障 害 児 施 設 等 の 利 用 契 約	13	3.4
市 町 村 指 導 委 託			そ の 他	68	17.8
市 町 村 送 致			計	382	100.0

(6) 相談理由別処理状況

(6)－1 養護相談

処理された養護相談146件の相談に至った主な理由としては、「家庭環境」(虐待、経済的理由、就労等)から生じたものが135件と92.5%を占めた。

処理の内訳としては、「助言指導」が125件、「児童福祉司指導」が5件、「児童福祉施設入所」「里親委託」がそれぞれ1件となっている。

なお、虐待相談は養護相談に含まれ、養護相談146件のうち93件である。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処理別	家出 〔失踪 含む〕	死亡	離婚	傷病 〔入院 含む〕	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
助 言 指 導				1	82	35	7	125
継 続 指 導								
他機関あっせん								
児童福祉司指導					3	2		5
市町村送致								
里親委託					1			1
児童福祉施設入所							1	1
そ の 他	1				7	5	1	14
令和3年度管内 (件)	1			1	93	42	9	146
(%)	0.7			0.7	63.7	28.8	6.1	100.0
前年度比(件)	+1			+1	-7	-8	+9	-4

① 管内の里親委託状況

登録里親数 11 組のうち実際に委託を受けた里親は 5 組（委託率は 45.5%）、委託里子数は 8 人であった。

表5 管内の里親委託人数

区 分	登録里親数(組)	委 託 里 親		委託里子数(人)
		実数(組)	委託率(%)	
令和3年度管内	11	5	45.5	8
前年度比	+1	±0	-4.5	±0

※ 里親制度とは、家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度。里親は都道府県知事が認定する。

② 虐待相談（養護相談の再掲）

令和3年度の虐待相談対応件数は93件で、前年度に比して7件減少している。

虐待の内容別では、「心理的虐待」が 59 件(63.4%)、「身体的虐待」が 26 件(28.0%)であり、虐待者では、「実父」が 43 件と最も多い。

表6 虐待の内容別件数（子ども虐待ホットライン分を含む）

内容別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	養育放棄・怠慢 (ネグレクト)	計
令和3年度 (件)	26		59	8	93
管内 (%)	28.0		63.4	8.6	100.0
前年度比 (件)	+5		-10	-2	-7

- ・身体的虐待 … 生命・健康に危険のある身体的な暴行。
- ・性的虐待 … 性交、性的暴行、性的行為の強要。
- ・心理的虐待 … 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力。
- ・保護の怠慢、拒否 … 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児。

表7 虐待者別件数

虐待者別	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計	両親（再掲）
件数	43	2	38		10	93	11

表8 虐待相談の処理別件数

処理別	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	市町村 送致	その他	計
件数	82			3		8	93

(6)－2 障害相談

全相談件数の43.8%を占める障害相談の処理件数の内訳は、「知的障害」が152件(87.9%)で最も多く、次いで「発達障害」15件(8.6%)、「肢体不自由」が5件(2.9%)、「重症心身障害」が1件(0.6%)となっている。

表9 障害別件数

障害別	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言語発達 障 害 等	重症心身 障 害	知的障害	発達障害	計
令和3年度 (件)	5			1	152	15	173
管内 (%)	2.9			0.6	87.9	8.6	100.0
前年度比 (件)	+2		-2	-1	+22	-4	+17

(6)－3 非行相談

非行相談の処理件数は6件で前年度に比して4件増加している。その内訳は、「窃盗」が4件で最も多くなっている。

なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、実際は問題行動の内容が複数であることも少なくない。

表10 非行相談の理由別件数

種類別 処理別	ぐ犯行為								触法行為				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	自家金銭持出し	シンナー等吸引	性的逸脱	家出・浮浪	その他	窃盗	恐喝・傷害・暴行	脅迫・傷害・放火・弄火	その他	
助言指導						1		1	4				6
継続指導													
他機関あっせん													
児童福祉司指導													
市町村送致													
里親委託													
児童福祉施設入所													
その他													
令和3年度 (件)						1		1	4				6
管内 (%)						16.7		16.7	66.6				100.0
前年度比 (件)						+1	-2	+1	+4				+4

(6)－4 育成相談

育成相談の処理件数は45件で前年度に比して21件増加した。内訳は「性格行動」が30件(66.7%)、「不登校」が15件(33.3%)となっている。

表11 育成相談件数

内容別	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
令和3年度 (件)	30	15			45
管内 (%)	66.7	33.3			100.0
前年度比 (件)	+13	+8			+21

※ 不登校相談の処理状況

不登校相談の件数は15件で前年度に比して8件増加した。その処理では、「助言指導」が14件、「その他」が1件となっている。

表12 不登校相談件数

内容別	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	その他	計
令和3年度 (件)	14				1	15
管内 (%)	93.3				6.7	100.0
前年度比 (件)	+8	-1			+1	+8

3-2 判定業務

(1) 相談種別判定の状況

令和3年度の判定件数は151件で前年度に比して36件増加している。その内訳は「知的障害」が91件(60.2%)、「養護」が32件(21.2%)、「性格行動」が13件(8.6%)、「発達障害」が9件(6.0%)となっている。

判定の内訳は、医学的診断指導件数は97件、心理学的診断指導件数は633件となっている。

表13 相談種別判定件数

種類別	養護	保健	障害					計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	
令和3年度 (件)	32						91	9
管内 (%)	21.2						60.2	6.0
前年度比 (件)	+18				-8		+19	-8

種類別	非行		育成				その他	計
	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
令和3年度 (件)	2	3	13	1				151
管内 (%)	1.3	2.0	8.6	0.7				100.0
前年度比 (件)	+2	+3	+10	+1	-1			+36

表 14 医学的・心理学的検査件数

	医学的診断指導				心理学的診断指導					
	診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接観察指導	計
児 童	46			46	107	46	35	20	166	374
保 護 者	49			49	1				179	180
そ の 他	2			2	1				78	79
令和 3 年度 (件)	97			97	109	46	35	20	423	633
管 内 (%)	100.0			100.0	17.2	7.3	5.5	3.2	66.8	100.0
前 年 度 比 (件)	+11			+11	+22	-16	+9	+7	+101	+123

(2) 判定書（証明書等）の交付状況

判定書（証明書等）の交付は 143 件で、前年度に比して 32 件増加した。

交付した判定書（証明書等）の内訳では、「愛護手帳のための判定書の交付」が 75 件と最も多く、次いで「その他(福祉手当、障害証明書)」が 48 件、「特別児童扶養手当診断書作成」が 20 件となっている。

表 15 判定書（証明書等）の交付件数

内容別	特別児童扶養手当	愛護手帳	障害児保育意見書	その他 〔福祉手当、 障害証明書〕	計
令和 3 年度 (件)	20	75		48	143
管 内 (%)	14.0	52.4		33.6	100.0
前 年 度 比 (件)	+11	+3		+18	+32

(3) 心理療法・カウンセリングの状況

心理療法・カウンセリングの総件数は 389 件で、児童福祉司等によるカウンセリングが 331 件、児童心理司等による心理療法・カウンセリングが 58 件となっている。

表 16 心理療法・カウンセリング件数

区 分	医 師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員	計
児 童		20	66		86
保 護 者		32	144		176
そ の 他		6	121		127
令和 3 年度管内 (件)		58	331		389
(%)		14.9	85.1		100.0
前 年 度 比 (件)		+39	-295		-256

3-3 一時保護

(1) 実人員及び延人員

令和3年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は20人で、前年度に比して4人増加となっている。延人員の総数は397人で、前年度に比して18人減少となっている。

表17 一時保護の実人員及び延人員

区 分	中央児相の 一時保護		所内保護		保護委託		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
令和3年度 (件)	3	79	3	3	14	315	20	397
管内 (%)	15.0	19.9	15.0	0.8	70.0	79.3	100.0	100.0
前年度比 (件)	±0	-70	+2	+2	+2	+50	+4	-18

(2) 相談種類別保護児童の状況

管内で一時保護（保護委託を含む）した児童を相談種類別にみると、実人員では、「養護」が19人(95.0%)、「非行」が1人(5.0%)であり、延人員では、「養護」が357人(89.9%)、「非行」が40人(10.1%)となっている。

表18 相談種類別保護児童数

	養 護		保 健		障 害		非 行	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
令和3年度 (件)	19	357					1	40
管内 (%)	95.0	89.9					5.0	10.1
前年度比 (件)	+5	-11					-1	-7

	育 成		そ の 他		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
令和3年度 (件)					20	397
管内 (%)					100.0	100.0
前年度比 (件)					+4	-18

3-4 児童相談所の事業

(1) 子ども虐待防止対策

(1)-1 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図っている。

(1)-2 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験をもつ子どもやその保護者への治療的援助、被虐待経験を有する子どもを指導している児童福祉施設職員への援助等を実施している。

① 被虐待児個別指導

児 童 数	指 導 回 数	スーパービジョン 参加職員数
1	5	

② 被虐待児童の保護者指導

保 護 者 数	指 導 回 数	指 導 延 人 数
9	20	31

③ 被虐待児親子指導

世 帯 数	指 導 回 数	児童指導延人数	親指導延人数
0	0	0	0

④ 児童福祉施設職員指導

実 施 施 設 数	職 員 数	指 導 回 数	延 指 導 人 数
1	24	6	68

(2) 里親及び里親会活動支援（西北里親会）

家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預かり、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育て又は育てようとする里親の集まりである西北里親会の活動を支援した。また、弘前児童相談所と協力して、中弘南黒里親会と合同の交流会や研修会の活動を支援した。

- ・総会、里親サロン、交流会、研修会等

(3) 市町村支援事業

児童福祉法改正により、平成17年4月から市町村に児童家庭相談窓口が設置され、管内市町への支援に取り組んでいる。

管内の全市町では、既に要保護児童対策地域協議会が設置され、当所職員が委員として参画し支援を行っている。

管内市町数	設置市町数	児童相談所からの会議出席回数		
		代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
6市町	6市町	3回	8回	18回

第3 資料編

目 次

1 保健総室（五所川原保健所）関係資料

1-1	病院・施設等配置状況	96
1-2	管内市町別人口の推移	97
1-3	管内市町別年齢（3区分）別推計人口、割合	98
1-4	人口動態の概況	99
1-5	主要死因の状況	102
1-6	救急医療機関	104
1-7	感染症発生動向調査年次状況	105
1-8	予防接種状況	106
1-9	小児慢性特定疾病医療費助成制度給付状況（医療受給者証交付人数）	108
1-10	小児慢性特定疾病児童手帳（ひまわり手帳）交付状況	108
1-11	先天性代謝異常等検査状況（令和3年度）	109
1-12	健康増進事業（健康増進保健事業補足調書等より抜粋）	109
1-13	令和3年度妊婦連絡票実施状況	110

2 福祉こども総室（西北地方福祉事務所）関係資料

2-1	母子父子寡婦福祉資金償還状況調	111
2-2	令和3年度民生委員・児童委員の活動状況	112

3 福祉こども総室（五所川原児童相談所）関係資料

3-1	管内人口（児童人口）	113
3-2	令和3年度年齢別・相談種類別児童受付数	113
3-3	令和3年度市町別・相談種類別児童受付数	114
3-4	児童福祉施設等措置状況	114

4 関係団体等名簿

4-1	児童福祉施設	115
4-2	保健医療関係団体	115
4-3	福祉団体	116
4-4	関係行政機関	116
4-5	その他の機関	116

5 各種協議会委員名簿

5-1	五所川原保健所結核診査協議会委員	117
5-2	西北五地域保健医療推進協議会委員	117
5-3	西北五地域保健医療推進協議会医療対策部会員	118
5-4	西北五地域保健医療推進協議会保健対策部会員	119
5-5	五所川原保健所感染症診査協議会委員	119

1 保健総室（五所川原保健所）関係資料

1-1 病院・施設等配置状況

（令和4年4月1日現在）

市町名	病院・施設名等	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	介 護 老 人 保 健 施 設	保 健 セ ン タ ー	看 護 学 校	保 健 師 （ 行 政 ）	保 健 協 力 員	食 生 活 改 善 推 進 員	食 品 衛 生 推 進 員
五所川原市		6	42	23	2	2	1	23	351	97	8
つがる市		1	11	9	1	1		19	321	98	3
鱒ヶ沢町		1	5	3	1	1		8	115	33	3
深浦町			5	2	1	1		9	137	34	2
鶴田町			6	3	1	1		7	162	34	2
中泊町			8	3				5	95	42	2
合計		8	77	43	6	6	1	71	1,181	338	20

※ 介護老人保健施設数に関しては健康福祉関係施設名簿で確認。

1-2 管内市町別人口の推移

(単位：人)

		H29	H30	R1	R2	R3
県	人口	1,278,450	1,262,678	1,246,291	1,230,715	1,221,305
	男	600,506	593,234	585,461	578,175	575,531
	女	677,944	669,444	660,830	652,540	645,774
管内	人口	127,046	124,405	121,912	119,605	118,094
	男	58,196	56,946	55,713	54,682	53,954
	女	68,850	67,459	66,199	64,923	64,140
五所川原市	人口	53,565	52,559	51,744	51,044	50,654
	男	24,234	23,746	23,323	23,042	22,905
	女	29,331	28,813	28,421	28,002	27,749
つがる市	人口	32,177	31,576	30,935	30,338	30,328
	男	14,951	14,673	14,348	14,071	14,031
	女	17,226	16,903	16,587	16,267	16,297
鱒ヶ沢町	人口	9,646	9,376	9,083	8,817	8,811
	男	4,356	4,236	4,111	3,984	4,023
	女	5,290	5,140	4,972	4,833	4,788
深浦町	人口	7,960	7,724	7,498	7,285	7,102
	男	3,658	3,535	3,433	3,332	3,301
	女	4,302	4,189	4,065	3,953	3,801
鶴田町	人口	13,019	12,769	12,494	12,290	11,809
	男	6,054	5,936	5,791	5,693	5,393
	女	6,965	6,833	6,703	6,597	6,416
中泊町	人口	10,679	10,401	10,158	9,831	9,390
	男	4,943	4,820	4,707	4,560	4,301
	女	5,736	5,581	5,451	5,271	5,089

注) 青森県統計分析課公表の推計人口による (各年10月1日現在)

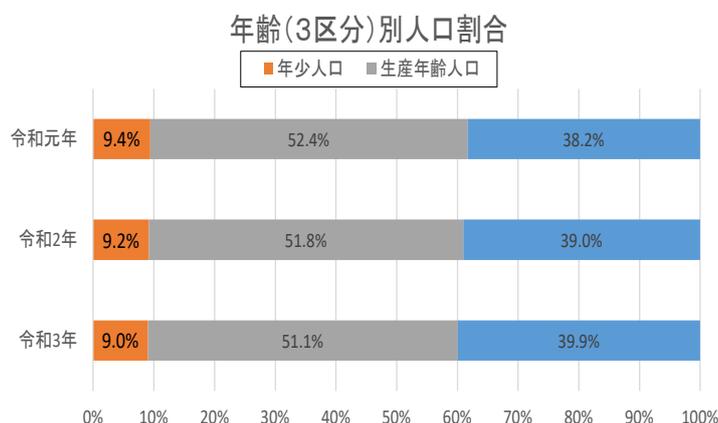
1-3 管内市町別年齢（3区分）別推計人口、割合

（単位：人、％）

		R1			R2			R3		
		年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳～)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳～)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳～)
県	人口	132,699	691,837	410,505	129,399	676,623	413,443	125,558	662,091	413,894
	割合	10.7	56.0	33.2	10.6	55.5	33.9	10.4	55.1	34.4
管内	人口	11,409	63,750	46,545	10,936	61,850	46,611	10,618	60,110	46,926
	割合	9.4	52.4	38.2	9.2	51.8	39.0	9.0	51.1	39.9
五所川原市	人口	5,072	28,303	18,234	4,887	27,690	18,332	4,756	27,082	18,414
	割合	9.8	54.8	35.3	9.6	54.4	36.0	9.5	53.9	36.6
つがる市	人口	2,975	16,252	11,682	2,854	15,716	11,742	2,805	15,491	12,004
	割合	9.6	52.6	37.8	9.4	51.8	38.7	9.3	51.1	39.6
鱒ヶ沢町	人口	699	4,318	4,042	681	4,100	4,012	666	4,151	3,984
	割合	7.7	47.7	44.6	7.7	46.6	45.6	6.5	41.7	51.9
深浦町	人口	526	3,266	3,706	487	3,138	3,660	460	2,959	3,683
	割合	7.0	43.6	49.4	6.7	43.1	50.2	6.5	41.7	51.9
鶴田町	人口	1,291	6,641	4,562	1,246	6,479	4,565	1,212	6,024	4,573
	割合	10.3	53.2	36.5	10.1	52.7	37.1	10.3	51.0	38.7
中泊町	人口	846	4,970	4,319	781	4,727	4,300	719	4,403	4,268
	割合	8.3	49.0	42.6	8.0	48.2	43.8	7.7	46.9	45.5

注1) 青森県統計分析課の推計による（各年10月1日現在）。

注2) 管内の基礎人口は、令和元年度が121,704人、令和2年が119,397人、令和3年が117,654人である。



1-4 人口動態の概況

(1) 出生

令和2年の管内の出生数は512人（男270人、女242人）と令和元年の563人を51人下回り、平成28年の725人と比較すると213人下回っている。

出生率で見ると、令和2年は4.3であり、令和元年の4.6を0.3ポイント下回っている。

また、令和2年県平均5.5を1.2ポイント下回っている。

管内市町で令和2年の出生率が県平均を上回っている市町はない。

(2) 死亡

令和2年の管内の死亡者数は2,091人（男1,033人、女1,058人）と令和元年の2,158人を67人下回り、平成28年の2,022人を69人上回っている。

死亡率で見ると、令和2年は17.4であり、平成元年の17.7を0.3ポイント下回っている。

また、令和2年県平均14.5と比較すると2.9ポイント上回っている。

管内市町の令和2年死亡率は全ての市町で県平均を上回っており、最も高いのは中泊町の24.0、次いで深浦町の23.9、鱒ヶ沢町の23.0となっている。

また、死亡者数のうち悪性新生物による死亡数は607人(29.0%)で死因別死亡順位の第1位である。第2位は心疾患による死亡数293人(14.0%)、第3位は老衰による死亡数234人(11.2%)、第4位は肺炎による死亡数155人(7.4%)、第5位は脳血管疾患による死亡数139人(6.7%)となっており、依然として生活習慣病による死因が上位を占めている。

(3) 自然増加

出生数から死亡者数を減じた自然増加数は、管内では平成7年からマイナスが続いている。令和2年は-1,579となっており、管内では全市町が自然減である。

令和2年の自然増加率は-13.1で、平成28年の-10.0を3.1ポイント下回っており、令和2年県平均の-9.0を4.1ポイント下回っている。

管内市町で見ると、自然増加率のマイナスが最も大きいのは深浦町の-21.2、次いで中泊町の-20.5、鱒ヶ沢町の-20.3となっている。

(4) 乳児死亡

令和2年の管内の乳児死亡数は1人となっている。

乳児死亡率で見ると、管内では令和2年は2.0と、令和元年を1.6ポイント下回っている。また、令和2年県平均の2.6を0.6ポイント下回っている。

(5) 死産

令和2年の管内の死産数は7人となっている。

死産率で見ると、管内では令和2年は13.5と、令和元年の20.9を7.4ポイント下回っている。また、令和2年県平均の20.8を7.3ポイント下回っている。

(6) 婚姻

令和2年の管内の婚姻件数は289件で、令和元年の357件と比較して68件減っており、平成28年の430件と比較すると141件減少している。

婚姻率で見ると、令和2年は2.4と、令和元年の2.9を0.5ポイント下回っており、平成28年の3.3を0.9ポイント下回っている。また、令和2年県平均の3.3を0.9ポイント下回っている。

(7) 離婚

令和2年の管内の離婚件数は172件で、令和元年の188件と比較して16件減少している。また、平成28年の188件と比較すると16件減少している。

離婚率でみると、令和2年は1.43と、令和元年の1.54を0.11ポイント下回っている。また、令和2年県平均の1.55と比較すると0.12ポイント下回っている。

【注1】用語の説明

自然増加：出生数から死亡数を減じたものをいう。

乳児死亡：生後1年未満の死亡をいう。

新生児死亡：生後4週未満の死亡をいう。

早期新生児死亡：生後1週未満の死亡をいう。

死産：妊娠満12週以後の死児の出産をいう。

周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

【注2】比率の算出方法

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{自然増加数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

※ 出産数とは出生数と死産数の合計をいう。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数（出生数+妊娠満22週以後の死産数）}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

【注3】比率の算出に用いた人口

管内及び市町村人口については、青森県統計分析課公表の推計人口を用いた。県については、総務省統計局公表の日本人人口を用いた（各年10月1日現在）。

人口動態総覧

(単位:人、%)

		出生						死亡				乳児死亡(再掲)		新生児死亡(再掲)		自然増加		死産				周産期死亡				婚姻		離婚	
		総数	率	男	女	2,500g未満(再掲)		総数	率	男	女	総数	率	総数	率	総数	率	自然死産数	人工死産数	総数	率	妊娠週22週以後の死産数	早産後の新生児数	期産児数	件数	率	件数	率	
						総数	割合																						
県	28	8,626	6.7	4,380	4,246	725	8.4	17,309	13.4	8,777	8,532	18	2.1	8	0.9	-8,683	-6.7	183	20.8	81	102	26	3.0	20	6	5,135	4.0	2,164	1.68
	29	8,035	6.3	4,104	3,931	709	8.8	17,575	13.8	8,868	8,707	18	2.2	13	1.6	-9,540	-7.5	173	21.1	81	92	32	4.0	21	11	5,122	4.0	2,092	1.64
	30	7,803	6.2	3,980	3,823	774	9.9	17,936	14.3	8,925	9,011	15	1.9	10	1.3	-10,133	-8.1	191	23.9	91	100	21	2.7	13	8	4,737	3.8	2,022	1.61
	元	7,170	5.8	3,682	3,488	683	9.5	18,424	14.9	9,286	9,138	23	3.2	15	2.1	-11,254	-9.1	168	22.9	88	80	36	5.0	25	11	4,601	3.7	2,009	1.62
	2	6,837	5.5	3,493	3,344	591	8.6	17,905	14.5	8,942	8,963	18	2.6	15	2.2	-11,068	-9.0	145	20.8	87	58	32	4.7	17	15	4,032	3.3	1,915	1.55
管内	28	725	5.6	352	373	68	9.4	2,022	15.6	1,046	976	1	1.4	1	1.4	-1,297	-10.0	18	24.2	9	9	3	4.1	2	1	430	3.3	188	1.45
	29	649	5.1	335	314	48	7.4	2,109	16.6	1,109	1,000	-	-	-	-	-1,460	-11.5	16	24.1	10	6	3	4.6	3	-	393	3.1	196	1.54
	30	593	4.8	284	309	58	9.8	2,204	17.7	1,074	1,130	1	1.7	1	1.7	-1,611	-12.9	15	24.7	5	10	-	-	-	-	373	3.0	197	1.58
	元	563	4.6	267	296	50	8.9	2,158	17.7	1,099	1,059	2	3.6	1	1.8	-1,595	-13.1	12	20.9	5	7	3	5.3	2	1	357	2.9	188	1.54
	2	512	4.3	270	242	39	7.6	2,091	17.4	1,033	1,058	1	2	-	-	-1,579	-13.1	7	13.5	4	3	-	-	-	-	289	2.4	172	1.43
五所川原市	28	335	6.2	172	163	33	9.9	785	14.4	399	386	1	3	1	3.0	-450	-8.3	8	23.3	5	3	2.0	6.0	1.0	1.0	189	3.5	85	1.56
	29	301	5.6	156	145	26	8.6	759	14.2	402	357	-	-	-	-	-458	-8.6	8	25.9	4	4	1	3.3	1	-	197	3.7	75	1.40
	30	282	5.4	132	150	30	10.6	828	15.8	409	419	1	4	1	3.5	-546	-10.4	6	20.8	2	4	-	-	-	-	181	3.4	96	1.83
	元	259	5.0	117	142	19	7.3	810	15.7	420	390	1	3.9	-	-	-551	-10.6	6	18.9	1	4	-	-	-	-	171	3.3	85	1.64
	2	251	4.9	133	118	27	10.8	799	15.6	380	419	1	4.0	-	-	-548	-10.7	4	15.7	3	1	-	-	-	-	133	2.6	80	1.56
つがる市	28	185	5.6	73	112	19	10.3	501	15.3	263	238	-	-	-	-	-316	-9.6	4	21.2	2	2	-	-	-	-	123	3.8	53	1.62
	29	173	5.4	90	83	9	5.2	548	17.0	275	273	-	-	-	-	-375	-11.7	5	28.1	4	1	2	11.4	2	-	106	3.3	47	1.46
	30	149	4.7	81	68	13	8.7	571	18.1	280	291	-	-	-	-	-422	-13.4	7	44.9	2	5	-	-	-	90	2.9	50	1.58	
	元	136	4.4	64	72	9	6.6	572	18.5	287	285	-	-	-	-	-436	-14.1	5	35.5	3	2	1	7.3	1	-	97	3.1	48	1.55
	2	135	4.4	65	70	7	5.2	490	15.9	246	244	-	-	-	-	-355	-11.5	1	7.4	1	-	-	-	-	85	2.8	39	1.26	
鱒ヶ沢町	28	47	4.8	28	19	4	8.5	179	18.1	90	89	-	-	-	-	-132	-13.4	3	60.0	1	2	1	20.8	1	-	28	2.8	13	1.32
	29	40	4.1	21	19	5	12.5	204	21.1	107	97	-	-	-	-	-164	-17.0	-	-	-	-	-	-	-	23	2.4	15	1.56	
	30	25	2.7	11	14	2	8.0	203	21.7	93	110	-	-	-	-	-178	-19.0	-	-	-	-	-	-	-	14	1.5	14	1.49	
	元	38	4.2	21	17	9	23.7	196	21.6	95	101	-	-	-	-	-158	-17.4	-	-	-	-	-	-	-	20	2.2	18	1.98	
	2	25	2.8	14	11	1	4.0	208	23.0	108	100	-	-	-	-	-183	-20.3	-	-	-	-	-	-	-	18	2.0	11	1.22	
深浦町	28	34	4.1	21	13	3	8.8	186	22.7	94	92	-	-	-	-	-152	-18.5	1	28.6	-	1	-	-	-	-	22	2.7	6	0.73
	29	22	2.8	14	8	2	9.1	166	20.9	86	80	-	-	-	-	-144	-18.1	-	-	-	-	-	-	-	14	1.8	15	1.88	
	30	24	3.1	11	13	2	8.3	182	23.6	95	87	-	-	-	-	-158	-20.5	-	-	-	-	-	-	-	22	2.8	8	1.04	
	元	19	2.5	10	9	2	10.5	168	22.4	83	85	-	-	-	-	-149	-19.9	-	-	-	-	-	-	-	18	2.4	14	1.87	
	2	20	2.7	11	9	1	5.0	175	23.9	83	92	-	-	-	-	-155	-21.2	-	-	-	-	-	-	-	9	1.2	6	0.82	
鶴田町	28	69	5.2	36	33	2	2.9	177	13.4	88	89	-	-	-	-	-108	-8.2	1	14.3	-	1	-	-	-	-	40	3.0	14	1.06
	29	59	4.5	28	31	3	5.1	216	16.6	121	95	-	-	-	-	-157	-12.1	2	32.8	1	1	-	-	-	-	28	2.2	24	1.84
	30	69	5.4	26	43	8	11.6	210	16.4	100	110	-	-	-	-	-141	-11.0	1	14.3	-	1	-	-	-	38	3.0	15	1.17	
	元	68	5.4	32	36	8	11.8	227	18.2	118	109	1	14.7	1	14.7	-159	-12.7	2	28.6	1	1	2	29.0	1	1	34	2.7	14	1.12
	2	48	4.0	29	19	1	2.1	189	15.7	97	92	-	-	-	-	-141	-11.7	1	20.4	-	1	-	-	-	18	1.5	20	1.66	
中泊町	28	55	5.0	22	33	7	12.7	194	17.8	112	82	-	-	-	-	-139	-12.7	1	17.9	1	-	-	-	-	-	28	2.6	17	1.56
	29	54	5.1	26	28	3	5.6	216	20.2	118	98	-	-	-	-	-162	-15.2	1	18.2	1	-	-	-	-	25	2.3	20	1.87	
	30	44	4.2	23	21	3	6.8	210	20.2	97	113	-	-	-	-	-166	-16.0	1	22.2	1	-	-	-	-	28	2.7	14	1.35	
	元	43	4.2	23	20	3	7.0	185	18.2	96	89	-	-	-	-	-142	-14.0	-	-	-	-	-	-	-	17	1.7	9	0.89	
	2	33	3.4	18	15	2	6.1	230	24.0	119	111	-	-	-	-	-197	-20.5	1	29.4	-	1	-	-	-	26	2.7	16	1.67	

注)青森県保健統計年報による(確定数)。

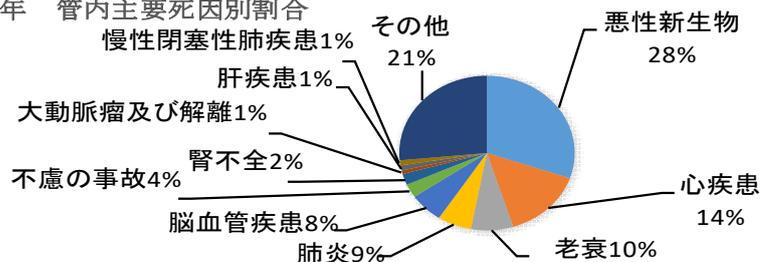
1-5 主要死因の状況

(1) 令和2年 管内主要死因別死亡者数

	五所川原市	つがる市	鯨ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	合計
悪性新生物	242	144	64	36	50	71	607
心疾患	119	59	21	25	32	37	293
老衰	62	63	37	31	18	23	234
肺炎	50	47	10	13	23	12	155
脳血管疾患	50	35	18	9	16	11	139
不慮の事故	23	14	11	8	5	6	67
腎不全	18	16	5	2	1	4	46
大動脈瘤及び解離	6	6	3	6	4	3	28
肝疾患	9	9	4	1	-	4	27
慢性閉塞性肺疾患	8	2	3	3	3	7	26
その他	212	95	32	41	37	52	469
合計	799	490	208	175	189	230	2,091

※青森県保健統計年報による。

令和2年 管内主要死因別割合

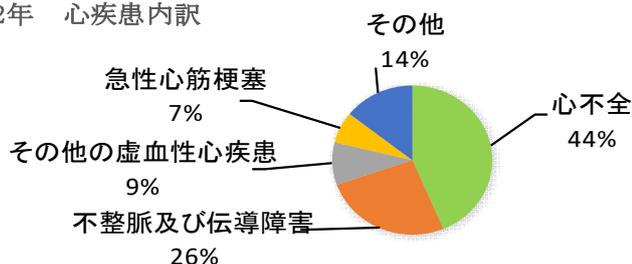


(2) 令和2年 心疾患死亡内訳

	五所川原市	つがる市	鯨ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	合計
心不全	45	25	10	12	18	18	128
不整脈及び伝導障害	39	14	7	4	7	5	76
その他の虚血性心疾患	14	4	-	2	-	7	27
急性心筋梗塞	7	4	-	2	3	4	20
その他	14	12	4	5	4	3	42
合計	119	59	21	25	32	37	293

※青森県保健統計年報による。

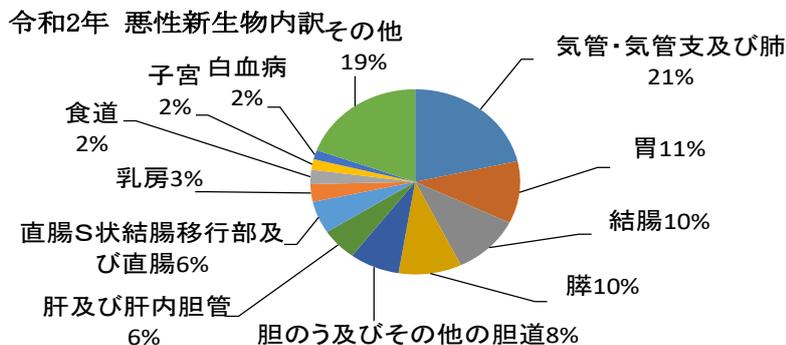
令和2年 心疾患内訳



(3) 令和2年 悪性新生物死亡内訳

	五所川原市	つがる市	鯨ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	合計
気管・気管支及び肺	48	29	19	4	13	17	130
胃	24	15	8	5	6	8	66
結腸	29	12	6	4	10	3	64
膵	21	15	5	5	5	8	59
胆のう及びその他の胆道	22	11	2	2	4	6	47
肝及び肝内胆管	15	7	1	-	1	10	34
直腸S状結腸移行部及び直腸	12	13	5	-	-	4	34
乳房	12	3	1	3	-	-	19
食道	6	3	2	1	1	2	15
子宮	3	5	1	1	-	1	11
白血病	4	2	1	-	3	-	10
その他	46	29	13	11	7	12	118
合計	242	144	64	36	50	71	607

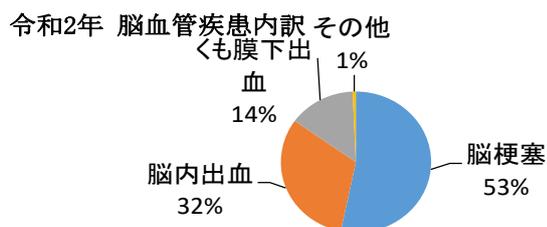
※青森県保健統計年報による。



(4) 令和2年 脳血管疾患死亡内訳

	五所川原市	つがる市	鯨ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	合計
脳梗塞	22	20	8	6	11	7	74
脳内出血	19	7	9	3	3	3	44
くも膜下出血	9	7	1	-	2	1	20
その他	-	1	-	-	-	-	1
合計	50	35	18	9	16	11	139

※青森県保健統計年報による。



1-6 救急医療機関

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
つがる西北五広域連合 つがる総合病院	五所川原市字岩木町 12番地3	0173(35)3111	内科、神経内科、皮膚科、リウマチ科、小児科、精神科、外科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻いんこう科、産婦人科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科
つがる西北五広域連合 かなぎ病院	五所川原市金木町菅原 13番1	0173(53)3111	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、婦人科
つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	西津軽郡鱒ヶ沢町大字 舞戸町字蒲生 106-10	0173(72)3111	内科、小児科、外科、整形外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科

1-7 感染症発生動向調査年次状況

疾患名		年	R3	R2	R1
週 報	インフルエンザ定点	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	1	784	1903
	小児科定点	RSウイルス感染症	157	20	237
		咽頭結膜熱	53	71	96
		A型溶血性レンサ球菌咽頭炎	56	113	263
		感染性胃腸炎	634	773	1515
		水痘	30	19	78
		手足口病	4	58	892
		伝染性紅斑	1	21	159
		突発性発疹	48	51	61
		ヘルパンギーナ	4	5	158
		流行性耳下腺炎	3	3	74
	眼科定点	急性出血性結膜炎			
		流行性角結膜炎	4	23	18
	基幹定点	細菌性髄膜炎			
		無菌性髄膜炎		1	
		マイコプラズマ肺炎		5	3
		クラミジア肺炎（オウム病を除く）			
		感染性胃腸炎（ロタウイルス）			7
	月 報	性感染症定点	性器クラミジア感染症	1	1
性器ヘルペスウイルス感染症			1	1	4
尖圭コンジローマ				2	7
淋菌感染症					1
基幹定点		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	43	48	46
		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症			
		薬剤耐性緑膿菌感染症			

資料：青森県感染症発生動向調査事業より

1-8 予防接種状況

< A 疾病 >

区分 市町	年 度	(D P T I P V) 四 種 混 合	二 種 混 合 (D T)	ポ リ オ (I P V)	日本脳炎		麻しん・風しん (混合・単抗原)		ヒ ブ ワ ク チ ン	小 児 用 肺 炎 球 菌 ワ ク チ ン	子 宮 頸 がん 予 防 ワ ク チ ン	水 痘 ワ ク チ ン	B C G	B 型 肝 炎 ワ ク チ ン
					一 期	二 期	一 期	二 期						
五所川原市	3	1,062	297		743	190	245	320	1,052	1,053	378	500	267	792
	2	1,071	335		1,187	498	256	321	1,038	1,027	58	527	252	763
	1	1,066	337		1,129	463	273	317	1,051	1,064	10	543	270	777
つがる市	3	622	227		402	104	148	183	621	618	71	276	156	456
	2	602	206		803	297	153	201	611	604	10	307	152	419
	1	638	226		858	279	147	180	608	621	6	294	153	463
鯨ヶ沢町	3	108	51		101	48	25	39	106	108	40	41	29	84
	2	123	53		125	56	33	47	120	117		71	28	78
	1	136	59		153	83	28	39	141	145		63	37	113
深浦町	3	65	22		89	56	15	32	66	65	8	30	18	50
	2	83	34		106	68	21	28	86	86	1	44	19	56
	1	101	37		100	63	28	26	81	83		50	23	59
鶴田町	3	178	62		135	29	48	78	179	179	44	89	42	144
	2	229	91		249	79	66	73	233	229	7	147	53	148
	1	278	98		277	100	60	89	249	252	3	118	71	198
中泊町	3	128	51		124	44	28	54	125	123	35	61	30	94
	2	151	56	4	160	49	44	52	159	152		90	40	106
	1	187	64		200	52	46	53	167	176		90	40	126
合計	3	2,163	710		1,594	471	509	706	2,149	2,146	576	997	542	1,620
	2	2,259	775	4	2,630	1,047	573	722	2,247	2,215	76	1,186	544	1,570
	1	2,406	821		2,717	1,040	582	704	2,297	2,341	19	1,158	594	1,736

資料：地域保健・健康増進事業報告より (単位：件)

<B疾病>

区分 市町	年度	インフルエンザ ワクチン			成人用肺炎球菌ワクチン									
		60歳 以上 65歳 未満	65歳 以上	計	60歳 以上 65歳 未満	65歳 相当	70歳 相当	75歳 相当	80歳 相当	85歳 相当	90歳 相当	95歳 相当	100歳 相当	計
五所川原市	3	17	12,814	12,831	10	398	68	78	81	58	50	17	3	763
	2	25	13,459	13,484	7	406	95	44	86	60	42	18	2	760
	1	22	10,999	11,021	2	402	79	57	43	48	32	14	4	681
つがる市	3		7,322	7,322		226	59	56	45	23	21	14	1	445
	2		8,415	8,415		248	55	31	35	28	20	7		424
	1		7,621	7,621		233	57	41	34	24	19	12		420
鯉ヶ沢町	3	3	2,022	2,025	2	11	6	2						21
	2	1	2,356	2,357		14	3	1	1	2				21
	1		2,035	2,035		28	12	9	3	5	4			61
深浦町	3	2	2,036	2,038		70	40	47	41	34	15	12		259
	2	2	2,305	2,307		56	34	22	27	29	15	6		189
	1	2	1,986	1,988		45	32	29	13	34	10	7	2	172
鶴田町	3		2,431	2,431		20	7	4	2	2	1	1		37
	2	1	2,849	2,850		18	13	5	5	1		1		43
	1		2,179	2,179		34	18	7	4	6	7			76
中泊町	3	2	2,642	2,644	1	62	31	29	18	10	11	4		166
	2	4	3,031	3,035	4	87	41	21	23	17	16	7	2	218
	1	3	2,633	2,636		78	31	21	11	19	7	3	1	171
合計	3	24	29,267	29,291	13	787	211	216	187	127	98	48	4	1,691
	2	33	32,415	32,448	11	829	241	124	177	137	93	39	4	1,655
	1	27	27,453	27,480	2	820	229	164	108	136	79	36	7	1,581

資料：地域保健・健康増進事業報告より

(単位：件数)

1-9 小児慢性特定疾病医療費助成制度給付状況（医療受給者証交付人数）

（令和4年3月31日現在）（単位：人）

疾患名	年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令和3年度 市町別内訳					
				五 所 川 原 市	つ が る 市	鯉 ヶ 沢 町	深 浦 町	鶴 田 町	中 泊 町
01	悪 性 新 生 物	9	10	3	5		1		1
02	慢 性 腎 疾 患 群	9	9	5	2			1	1
03	慢 性 呼 吸 器 疾 患 群	1	2	1				1	
04	慢 性 心 疾 患 群	24	27	13	7	2	1	3	1
05	内 分 泌 疾 患 群	17	12	3	7	1		1	
06	膠 原 病	5	5	3	1	1			
07	糖 尿 病	12	10	5	2			3	
08	先 天 性 代 謝 異 常	4	4	2				1	1
09	血 液 疾 患 群	2	1	1					
10	免 疫 疾 患 群	1	1	1					
11	神 経 ・ 筋 疾 患 群	7	6	4	2				
12	慢 性 消 化 器 疾 患 群	2	1	1					
13	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 異 常 を 伴 う 症 候 群	1	1	1					
14	皮 膚 疾 患 群	1							
15	骨 系 統 疾 患 群	1	1	1					
16	脈 管 系 疾 患 群								
計		96	90	44	26	4	2	10	4

1-10 小児慢性特定疾病児童手帳（ひまわり手帳）交付状況

（令和4年3月31日現在）（単位：件）

疾患名	年 度	R2	R3
		01	悪 性 新 生 物
02	慢 性 腎 疾 患 群	1	
03	慢 性 呼 吸 器 疾 患 群		1
04	慢 性 心 疾 患 群	1	2
05	内 分 泌 疾 患 群		3
06	膠 原 病		1
07	糖 尿 病	2	
08	先 天 性 代 謝 異 常	1	
09	血 液 疾 患 群		
10	免 疫 疾 患 群		
11	神 経 ・ 筋 疾 患 群		2
12	慢 性 消 化 器 疾 患 群		1
13	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 異 常 を 伴 う 症 候 群		
14	皮 膚 疾 患 群		
15	骨 系 統 疾 患 群		
16	脈 管 系 疾 患 群		
計		5	14

1-1-1 先天性代謝異常等検査状況（令和3年度）

(1) 先天性代謝異常検査状況

(単位：件)

検査区分	市町名	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	計
要精検件数		1						1

※内訳：先天性副腎過形成症（1）

1-1-2 健康増進事業（健康増進保健事業補足調書等より抜粋）

(1) 健康教育実施状況

(単位：人)

区分 市町名	R2				R3			
	個別健康教育		集団健康教育		個別健康教育		集団健康教育	
	延回数	延人数	延回数	延人数	延回数	延人数	延回数	延人数
五所川原市			17	88			12	48
つがる市			104	456			51	270
鱒ヶ沢町			37	121			33	186
深浦町								
鶴田町			94	1,431			103	2,666
中泊町			45	1,080			45	640
合計			297	3,176			244	3,810

(2) 健康相談実施状況

(単位：人)

区分 市町名	R2				R3			
	重点健康相談		総合健康相談		重点健康相談		総合健康相談	
	開催回数	延参加人数	開催回数	延参加人数	開催回数	延参加人数	開催回数	延参加人数
五所川原市	39	96	27	50	5	7	3	7
つがる市			24	47	3	15	12	75
鱒ヶ沢町	7	51	19	23	11	161	13	112
深浦町								
鶴田町	17	156	207	328	10	202	143	156
中泊町	21	323	40	524	8	274	23	289
合計	84	626	317	972	37	659	194	639

(3) 訪問指導実施状況

(単位：人)

区分 市町名	R2		R3	
	延訪問回数	延人数	延訪問回数	延人数
五所川原市	9	9	3	3
つがる市	23	17	20	20
鱒ヶ沢町	97	162	72	47
深浦町				
鶴田町	49	136	9	20
中泊町	239	261	148	161
合計	417	585	252	251

1-13 令和3年度妊婦連絡票実施状況

(単位：人)

区分 市町名	妊 娠 届 出 数	妊 婦 連 絡 票 提 出 数	発 妊 婦 保 健 行 指 導 報 告 数 書	指導週数別				指導方法別				連 要 連 絡 票 受 理 妊 産 婦 数	連 妊 産 婦 指 導 行 結 果 数	健 妊 婦 連 絡 票 の 提 出 は な い が 保 指 導 を 実 施 し た 数
				11 週	12 週	20 週	28 週	窓 口	訪 問	電 話	そ の 他			
五所川原市	222	222	222	205	15	2		221		1		33	30	
つがる市	96	96	96	92	4			96				27	12	
鱒ヶ沢町	29	29	29	26	3			29				5	8	
深浦町	20	19	18	12	6			7	7	3	1	2	2	1
鶴田町	47	47	47	41	3	1	2	47				11	7	1
中泊町	29	29	29	27	2			29				5	2	
計	443	442	441	403	33	3	2	429	7	4	1	83	61	2

2 福祉子ども総室（西北地方福祉事務所）関係資料

2-1 母子父子寡婦福祉資金償還状況調

・母子福祉資金償還金

(単位:円)

区分 年度	現年度				過年度				計			
	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率
平成29年度	36,362,469	33,589,042	2,773,427	92.37%	27,351,067	2,575,466	24,775,601	9.42%	63,713,536	36,164,508	27,549,028	56.76%
平成30年度	35,917,649	32,248,182	3,669,467	89.78%	27,549,028	2,573,643	24,975,385	9.34%	63,466,677	34,821,825	28,644,852	54.87%
令和元年度	38,566,436	34,582,150	3,984,286	89.67%	28,644,852	3,536,783	25,108,069	12.35%	67,211,288	38,118,933	29,092,355	56.72%
令和2年度	38,016,744	33,807,774	4,208,970	88.93%	29,060,437	4,639,406	24,421,031	15.96%	67,077,181	38,447,180	28,630,001	57.32%
令和3年度	38,784,805	35,750,028	3,034,777	92.18%	28,677,758	3,672,981	25,004,777	12.81%	67,462,563	39,423,009	28,039,554	58.44%

・父子福祉資金償還金

(単位:円)

区分 年度	現年度				過年度				計			
	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率
平成29年度	33,619	16,951	16,668	50.42%	58,333		58,333	0.00%	91,952	16,951	75,001	18.43%
平成30年度	56,274	39,606	16,668	70.38%	75,001	45,000	30,001	60.00%	131,275	84,606	46,669	64.45%
令和元年度	213,013	184,345	28,668	86.54%	46,669	9,166	37,503	19.64%	259,682	193,511	66,171	74.52%
令和2年度	267,543	238,875	28,668	89.28%	66,171		66,171	0.00%	333,714	238,875	94,839	71.58%
令和3年度	311,223	222,018	89,205	71.34%	94,839		94,839	0.00%	406,062	222,018	184,044	54.68%

・寡婦福祉資金償還金

(単位:円)

区分 年度	現年度				過年度				計			
	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率
平成29年度	426,594	405,394	21,200	95.03%	106,858	106,858		100.00%	533,452	512,252	21,200	96.03%
平成30年度	765,032	641,852	123,180	83.90%	21,200	21,200		100.00%	786,232	663,052	123,180	84.33%
令和元年度	792,696	537,729	254,967	67.84%	123,180	82,120	41,060	66.67%	915,876	619,849	296,027	67.68%
令和2年度	688,116	508,280	179,836	73.87%	296,027	127,680	168,347	43.13%	984,143	635,960	348,183	64.62%
令和3年度	792,028	764,861	27,167	96.57%	348,183	147,514	200,669	42.37%	1,140,211	912,375	227,836	80.02%

2-2 令和3年度民生委員・児童委員の活動状況

区分 町名	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
鱒ヶ沢町	46	53	52	42 (34)	28 (25)	43 (40)	62	52	67	42	43	74	157	157	918 (99)
深浦町	29	42	65	13 (12)	95 (6)	30 (9)	40	10	17	65	29	164	452	428 (6)	1,479 (33)
鶴田町	14	10	56	6	1	1 (1)	7	1	3	6	17	27	179 (1)	59	387 (2)
中泊町	21	18	8	1 (1)	1		19	2	3	11 (3)	1	19	36	147 (2)	287 (6)
合計	110	123	181	62 (47)	125 (31)	74 (50)	128	65	90	124 (3)	90	284	824 (1)	791 (8)	3,071 (140)

注 上段：民生児童委員の相談件数
下段：主任児童委員の相談件数（再掲）

3 福祉子ども総室（五所川原児童相談所）関係資料

3-1 管内人口（児童人口）

（単位：人（比率：%））

所管区域	推計人口（令和 3.10.1）		
	総数	児童人口	比率
五所川原市	50,654	6,035	11.9
つがる市	30,328	3,544	11.7
鱒ヶ沢町	8,811	833	9.5
深浦町	7,102	599	8.4
鶴田町	11,809	1,540	13.0
中泊町	9,390	904	9.6
計	118,094	13,455	11.4

3-2 令和3年度年齢別・相談種類別児童受付数

（単位：上段件数、下段構成比（%））

相談種類 年齢区分	養護（虐待）	養護（その他）	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	＜犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
	0～5歳	50 47.2	12 22.6		2 66.7				15 9.9	1 6.7			1 3.4				1 8.4
6～11歳	25 23.6	17 32.1		1 33.3				40 26.5	10 66.7		3 75	19 65.5	5 38.5			4 33.3	124 31.9
12～14歳	12 11.3	11 20.8						39 25.8	2 13.3	1 50	1 25	5 17.3	5 38.5			3 25.0	79 20.3
15歳以上	19 17.9	13 24.5					1 100	57 37.8	2 13.3	1 50		4 13.8	3 23.0			4 33.3	104 26.7
不詳																	
計	106 100	53 100		3 100			1 100	151 100	15 100	2 100	4 100	29 100	13 100			12 100	389 100

3-3 令和3年度市町別・相談種類別児童受付数

(単位：件)

市町村名	相談種類別	養護(虐待)	養護(その他)	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	く犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
五所川原市		42	24						60	10	1	4	15	10			4	170
つがる市		19	11						50	5			8	3			1	97
鱒ヶ沢町		2	2						9				2					15
深浦町		2	1						6									9
鶴田町		26	2		3			1	13		1		4				7	57
中泊町		11	8						11									30
管外		4	2						2									8
不明			3															3
計		106	53		3			1	151	15	2	4	29	13			12	389

3-4 児童福祉施設等措置状況

(令和4年4月1日現在)(単位：人)

市町村名	施設種別	児童養護施設			障害児入所施設			里親	計
	施設名	乳児院	美光園	幸樹園	森田学園	青森病院	あすなる療育福祉センター		
五所川原市	弘前乳児院	3	1	1				2	7
つがる市				10		1		1	12
鱒ヶ沢町					1				1
深浦町									
鶴田町				6				2	8
中泊町				2				2	4
管外				1			1	1	3
計		3	1	20	1	1	1	8	35

4 関係団体等名簿

4-1 児童福祉施設

(1) 児童養護施設

施設名	電 話	郵便番号	所在地	施設長	設置主体
幸樹園	0173-22-6341	038-3515	鶴田町大字山道字小泉 270	山 口 俊 輔	社会福祉法人 厚生会

(2) 障害児入所施設

施設名	電 話	郵便番号	所在地	施設長	設置主体
森田学園	0173-26-3100	038-2817	つがる市森田町床舞鶴喰 104-2	野 呂 公	西北五広域 福祉事務組合

4-2 保健医療関係団体

団体名	電 話	郵便番号	所在地	会長（代表者） 名	備 考
西北五医師会	0173-35-0059	037-0045	五所川原市新町 33-1	佐 藤 充	働く婦人の 家内
北五歯科医師会	0173-35-2214	037-0071	五所川原市字本町 14	平 山 雅 人	本町歯科医 院内
西つがる歯科 医師会	0173-25-2481	038-3107	つがる市柏稲盛幾世 41	大 戸 勲	柏ミナトヤ 歯科院内
県西北五獣医 師会	0173-42-2276	038-3151	つがる市木造若竹 2-1	工 藤 明 宏	つがる家畜保 健衛生所内
青森県薬剤師 会西北五支部	0173-35-4247	037-0054	五所川原市上平井町 83 番地	寺 田 憲 司	(有)ケンコ ー薬局内
青森県看護協 会西北五支部	0173-35-3111	037-0074	五所川原市字岩木町 12-3	三上 美紀子	つがる総合 病院内
青森県栄養士会 五所川原地区部 会	0173-35-2726	037-0045	五所川原市字新町 41	古 川 寛 美	増田病院内
五所川原保健所 管内食生活改善 推進員連絡協議 会	0173-34-2108	037-0056	五所川原市末広町 14	木 村 夢知子	西北地域県民 局地域健康福 祉部保健総室 内
北五学校保健会	0172-72-3309	038-3645	北郡板柳町辻岸田 75- 1	森 靖	板柳町立板柳 南小学校内
西つがる学校 保健会	0173-74-2054	038-2324	深浦町深浦蘆野 60	小野 強幸	深浦町立深浦 中学校内

4-3 福祉団体

団体名	電 話	郵便番号	所在地	会長（代表者）名	備 考
五所川原市 民生委員児童委 員連絡協議会	0173-35-2111	037-8686	五所川原市布屋町 14-1	三上 勝則	五所川原 市福祉事 務所内
つがる市 民生委員児童委 員連絡協議会	0173-42-2111	038-3192	つがる市木造若緑 61-1	佐々木 正日公	つがる市 福祉課内
西北郡 民生児童委員 協議会	0173-35-2156	037-0046	五所川原市字栄町 10	川島 久幸	西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室 内
西北五里親会	0173-38-1555	037-0046	五所川原市字栄町 10	土岐 敬一	五所川原 児童相談 所内

4-4 関係行政機関

(1) 教育

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
西北教育事務所	0173-35-2170	037-0046	五所川原市字栄町 10	

(2) 県警察本部

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
五所川原警察署	0173-35-2141	037-0046	五所川原市字栄町 6-1	
つがる警察署	0173-42-3150	038-3142	つがる市木造赤根 1-4	
鱒ヶ沢警察署	0173-72-2151	038-2753	鱒ヶ沢町本町 207	

(3) 裁判所

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
青森地裁五所川原 支部	0173-34-2927	037-0044	五所川原市字元町 54	

(4) 厚生労働省関係

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
五所川原労働基準 監督署	0173-35-2309	037-0004	五所川原市唐笠柳藤巻 507-5	
五所川原公共職業 安定所	0173-34-3171	037-0067	五所川原市敷島町 37-6	

4-5 その他の機関

機関名	電 話	郵便番号	所在地	会長（代表者）名	備 考
西北津軽郡 町村会	0173-57-2111	037-0392	中泊町大字中里字亀 山 434-1	濱舘 豊光	中泊町役 場内

5 各種協議会委員名簿

5-1 五所川原保健所結核診査協議会委員

氏 名	現 職	任 期
中 村 謙 弥	中村内科医院長	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日
兼 平 裕	かねひらクリニック院長	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日
坂 田 勝 幸	弁護士	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日

5-2 西北五地域保健医療推進協議会委員

(任期：令和 3 年 9 月 1 日～5 年 8 月 31 日)

区 分	所 属 団 体 等	役職名	氏 名	備 考
保健医療に 従事してい る者	西北五医師会	会 長	佐 藤 充	
	北五歯科医師会	会 長	平 山 雅 人	
	西つがる歯科医師会	理 事	下 屋 宏 幸	
	青森県薬剤師会西北五支部	支 部 長	寺 田 憲 司	
	つがる西北五広域連合	院 長	岩 村 秀 輝	
	つがる総合病院			
関係団体の 役職員	青森県看護協会西北五支部	支 部 長	原 田 真 輝 子	
	青森県理学療法士会西北五支部	支 部 長	長 利 滯	
	五所川原市社会福祉協議会	会 長	乗 田 孝 一	
	西津軽郡社会福祉協議会	副 会 長	新 岡 重 治	
	青森県栄養士会			
	五所川原地区部会	運 営 委 員 長	小 野 康 子	
	五所川原保健所管内			
	食生活改善推進員連絡協議会	会 長	木 村 夢 知 子	
北五学校保健会	副 会 長	森 靖		
西つがる学校保健会	副 会 長	傳 法 尚 弘		
西北五老人福祉協会	会 長	棟 方 光 秀		
行政機関の 職員	五所川原市健康推進課 つがる市健康推進課	課 長 課 長	松 山 明 央 島 田 安 子	

5-3 西北五地域保健医療推進協議会医療対策部会員

(任期：令和3年9月1日～5年8月31日)

区 分	所 属 団 体 等	役職名	氏 名	備 考
保健医療に従事している者	西北五医師会 北五歯科医師会 青森県薬剤師会西北五支部 つがる西北五広域連合 つがる総合病院 医療法人白生会胃腸病院 青森県看護協会西北五支部	理 事 会 長 支 部 長 院 長 院 長 支 部 長	小 友 勇 人 平 山 雅 人 寺 田 憲 司 岩 村 秀 輝 田 村 英 嗣 原 田 真 輝 子	指名 指名 指名 指名
関係団体の役職員	五所川原市社会福祉協議会 西津軽郡社会福祉協議会 青森県介護支援専門員協会 西北五支部地区協議会 五所川原地区消防事務組合 消防本部	会 長 副 会 長 会 長 警防課長補佐	乗 田 孝 一 新 岡 重 治 木 谷 牧 子 今 公 明	指名 指名
行政機関の職員	つがる市健康推進課 鱒ヶ沢町ほけん福祉課 鶴田町健康保険課	課 長 課 長 課 長	島 田 安 子 一 戸 浩 尚 太 田 勉	指名

注 指名は、地域保健医療推進協議会委員を兼任

5-4 西北五地域保健医療推進協議会保健対策部会員

(任期：令和3年9月1日～5年8月31日)

区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
保健医療に従事している者	西北五医師会 西つがる歯科医師会	精神科医 副会長	布施 泉 下屋 宏幸	指名
関係団体の役職員	西北五医師会 五所川原労働基準監督署 北五学校保健会 西つがる学校保健会 西北地方保健協力員連絡会 青森県栄養士会五所川原地区会 五所川原保健所管内 食生活改善推進員連絡協議会 ごしょつがる農業協同組合女性部 小泊漁業協同組合	理事 署長 副会長 副会長 会長 運営委員長 会長 部長 参事	神村 典孝 大崎 浩 森 靖 傅法 尚弘 片山 世子 小野 康子 木村 夢知子 成田 啓子 小林 寿伸	指名 指名 指名 指名
行政機関の職員	五所川原市健康推進課 深浦町健康推進課 中泊町町民課	課長 課長 課長	松山 明央 小野 規子 三上 康栄	指名

注 指名は、地域保健医療推進協議会委員を兼任

5-5 五所川原保健所感染症診査協議会委員

所属団体等	役職名	氏名	任期
つがる西北五広域連合つがる総合病院 小児科	科長	佐藤 澄人	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
中村内科医院	院長	中村 謙弥	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
五所川原人権擁護委員協議会	副会長	山本 弘	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日

西北地域県民局地域健康福祉部

ホームページアドレス

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/se-kenfuku/>

■保健総室（五所川原保健所）

〒037-0056 五所川原市末広町1-4

電話：0173-34-2108

エイズ相談専用 0173-33-1090

F A X：0173-34-7516

メールアドレス：GO-HOKEN@pref.aomori.lg.jp

■福祉こども総室（西北地方福祉事務所）

〒037-0046 五所川原市栄町1-0（県合同庁舎内）

電話：合同庁舎代表 0173-34-2111

直通 0173-35-2156

F A X：0173-35-2462

メールアドレス：se-fukushi@pref.aomori.lg.jp

■福祉こども総室（五所川原児童相談所）

〒037-0046 五所川原市栄町1-0（県合同庁舎内）

電話：合同庁舎代表 0173-34-2111

直通 0173-38-1555

F A X：0173-38-4637

メールアドレス：GO-JISO@pref.aomori.lg.jp